
◎開議の宣告

○議長 本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回川西町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は5名であります。

発言順位により発言を許します。

第1順位の神村建二君は質問席にお着きください。

5番神村建二君。

第1順位、神村建二君。

(5番 神村建二君 登壇)

○5番 おはようございます。

一般質問を行います。本日は大きなタイトルで2つ質問をいたします。

まず、1番目、高齢化に伴う交通手段の支援について。

高齢ドライバーの事故がふえて、運転免許返納がふえる中、生活の足としての公共交通手段をどのように充足させていくか、町の真価が問われています。

現在、本町で予算措置をしている交通手段は、1、スクールバス、2、デマンド型乗合交通、3、山形交通バス負担金、4、羽前小松駅委託金、5、フラワー長井線負担金、6、福祉タクシー利用助成があると認識しております。

これらの交通手段は、それぞれの用途に応じたもので、利用の仕方が限られております。今、住民の方が最も望んでいることは、日常的な買い物を不便なく行うことができる環境に

あります。地方の生活では車社会が常態化し、車なしの生活は困窮をきわめます。確かにデマンド型乗合交通を利用したの買い物も可能ですが、それには往復1,000円の費用がかかり、買い物用事としては高くつきます。交通弱者のセーフティーネットなど、運転免許返納者を含めたこれら高齢化社会に向けて、今後公共交通手段の整備をどのように進めていくか、当局の見解を伺います。

質問小項目①運転免許返納者へのサポート体制について。

②買い物困窮者に対する支援策について。

③町民バス運行の可能性について。

④デマンド型乗合交通の当日予約の可能性について。

⑤現在予算措置をしている交通手段のその他の改善策について。

大きな2番、道路側溝の環境整備について。

毎年、春になると、自治会を中心とした側溝の清掃があちらこちらで行われています。これは、川西町衛生組織連合会が主体となり、町全体における清掃運動を実施し、町民の環境保全に対する意識の高揚と地域における生活環境の向上を図ることを目的として、例年行われているものであります。

しかしながら、その取り組みもさまざまで、側溝の汚泥を上げたり、小規模河川のごみ上げなどを行っている自治会もありますが、その一方で、自治会内のごみ拾いで終わるところや、消火栓を使えないことや小川からくみ上げて放流ができないことから、何もしない自治会もあります。これらの取り組みについては、町のガイドライン的なものを示して、これらの活動が効果の上がるようにすべきであると考えますが、町当局の見解を伺います。

本件に関しては、以下の課題が内包しており、その解決策を同時に考えていく必要があると考えます。つまり、道路側溝清掃は、消火栓が使えないと汚泥が蓄積し、後年多額の費用で改善しなければならなくなります。一方、消火栓を利用した場合、水道料名目の使用料を負担しながら毎年取り組んでいる自治会もあるようです。これらについては、10分から15分程度の使用を水道料の減免措置として決定し、当該活動を支援する仕組みを検討するべきであると考えますが、見解を伺います。

また、道路管理者及び水道事業管理者、生活環境グループ、さらに消防団の協力も必要なことから、危機管理グループからなる連携会議を立ち上げ、全庁的な現状の実態把握と課題及び解決策を研究され、住民に周知徹底すべきであると考えますが、町当局の見解を伺います。

質問小項目①清掃活動のガイドラインについて。

②消火栓使用の水道料減免について。

③連携会議の立ち上げについて。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 神村建二議員のご質問にお答えいたします。

初めに、運転免許返納者へのサポート体制についてであります。高齢者ドライバーによる重大事故が多発し、社会問題となる中で、運転免許証の自主返納についての啓発、サポート事業の各種施策が県内各市町村等でも実施されております。

県内における運転免許証自主返納サポート事業の取り組みにつきましては、ことし4月から事業実施となった10自治体を含め25の自治体で実施しており、支援内容につきましては、ほとんどがバス、タクシー及びデマンド型乗合交通の回数券等の交付であり、1人1回のみの交付と限定している自治体がほとんどであります。

次に、本町における65歳以上の方の免許証自主返納の状況につきましては、平成26年が7件、平成27年が15件、平成28年が39件であり、平成29年は5月19日現在で19名となっており、本町におきましても返納者が増加傾向にあります。

本町における公共交通機関といたしましては、JR米坂線、フラワー長井線、山交バス、タクシー及びデマンド型乗合交通があります。買い物等への利用する公共交通に限定すれば、タクシーかデマンド型乗合交通になるものと考えられます。デマンド型乗合交通につきましては、議員ご指摘のとおり、往復の費用では1,000円となり、一見高くつくような感じはいたしますが、自動車の購入、燃料費と合わせた自動車税や保険料、車検料の維持費など、自家用車を保有することは相当な負担となっております。あわせて、運転の不安や家族の心配、さらには万一の事故を考えれば、決して高いものではないと考えております。

免許証自主返納者に対するサポートにつきましては、現在、町内のタクシー会社で乗車時の運賃1割引きサービスを行っております。町といたしましても、免許証自主返納者に対するサポートとあわせて、高齢者の移動手手段の確保等について、地域公共交通会議の意見も参考にしながら、支援策等を取りまとめさせていただきたいと考えております。

次に、買い物困窮者に対する支援策についてであります。国の調査結果によりますと、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている

人々、いわゆる買い物弱者は、平成26年10月1日現在、全国で約700万人程度と推計され、その数は増加傾向にあると分析されております。国はその対策として、先進事例の調査結果等をもとに、事業の立ち上げ、継続、発展や、事業者、行政、住民の関係各者がどう役割分担するかなどをまとめた買い物弱者応援マニュアルを作成しております。

置賜管内市町の取り組み状況といたしましては、小国町におきまして、事業者が町の補助金を活用して移動販売車を導入し、曜日別に町内の各地区を運行しております。飯豊町では、社会福祉協議会が町の補助金を受けながら運行するデマンド交通において、買い物や通院ニーズに応じた運行を行っております。白鷹町においては、この間の高齢者の買い物環境の実態調査結果に基づき、今年度、宅配サービスや移動販売を行っている事業者への支援など、実証実験に取り組む予定であります。

本町の取り組みといたしましては、議員ご指摘のとおり、間接的な支援ではありますが、飯豊町と同様にデマンド型乗合交通の運行が挙げられます。デマンド型乗合交通は、高齢者の自由度の拡大、閉じこもりの解消、心の健康の保持、生きがいの創出を目的として平成18年度から運行を開始しており、現在では365日運行、町内どこでも乗りおり自由な生活交通として、利用者の皆さんからはおおむね好評を得ているものと認識しております。

平成28年度に実施したアンケート調査結果をもとに利用状況を見ますと、全体として医療機関への利用が最も多い状況ですが、土日祝祭日の利用に限定すると買い物利用が最も多くなっており、買い物等に不便を来している方々に対し、デマンド型乗合交通は一定の役割を果たしているものと評価しております。今後もアンケート調査等を実施しながら、利用者ニーズに沿った運行のあり方を検討してまいりたいと思います。

このほか、町内では吉島地区において、総務省からの補助事業等の支援を受けながら、平成25年度から高齢者等への買い物支援事業を実施しております。平成28年度には地区独自の事業として、高齢者等買い物弱者支援サービス・見守り支援事業が実施されております。これらは、自家用車を持たない高齢者や免許返納者などの方々が、地域の助け合い、支え合いによって安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、買い物代行支援と見守り活動を実施したものであります。事業実績といたしましては、登録者47名中25名の方がサービスを利用されており、1年間の買い物代行や定期巡回等の利用件数は912件、買い物金額は約170万円との報告を受けております。

また、平成27年5月に策定した中心市街地活性化基本計画アクションプランにおいては、顧客サービス向上事業の一環として、高齢者買い物支援事業を掲げ、移動販売や宅配サービ

ス、御用聞きなどを研究し、高齢者の買い物環境の改善を図ることとしております。

高齢化の進行に伴い、日常生活において支援が必要な方々が増加していくものと思われま
す。そして、求められる支援内容も、買い物等に限らず多様化していくものと思われま
す。支援を必要とする方それぞれに対応していくためには、行政はもとより多様な皆さんに参画
いただく必要があると考えております。今後、関係機関、団体等との連携を図りながら、実
態を把握し、本町における必要な支援のあり方等を検討してまいりたいと考えております。

次に、町民バス運行の可能性についてであります。本町では、平成16年まで川西町民バ
スを運行しておりました。定めた路線のみを運行する形式でありましたので、バス停留所ま
での移動が必要などの課題もあり、利用者数は少なく、また、利用者の有無にかかわらず定
時運行を行わなければならなかったため、運行に要する財政負担が大きいことが課題となっ
ておりました。このため、効率的な交通対策の検討が求められておりました。

そのような中、平成16年度に、国土交通省東北運輸局において、公共交通形態のあり方を
検証するため、東沢地区においてボランティア輸送の実証実験が行われました。その際のア
ンケート調査結果において、いわゆる路線バスよりも戸口から戸口までの移動できる交通シ
ステムを多くの住民の皆さんが必要としていることが確認されたため、平成17年度において
現在のデマンド型乗合交通の実施に向けた住民説明会の開催ほか、会員登録、無料、有料の
試験運行などを実施した上で、平成18年度から県内で先駆けて本格運行を開始したものであ
ります。

現在では、町民バス運行当時の課題でありました財政負担の軽減が図られ、加えて、さき
にお答えいたしましたとおり、デマンド型乗合交通のアンケート調査結果からは、おおむね
好評を得ているものと認識しております。今後につきましても、利用者ニーズの把握をもと
に改善を図りながら、デマンド型乗合交通の運行を継続してまいりたいと考えております。

次に、デマンド型乗合交通の当日予約の可能性についてであります。現在、利用日の1
週間前から前日までの予約を受け付けており、受け付け時間は午前8時30分から午後5時ま
でとしております。ただし、利用日の前日の予約に限り午後4時までとしております。これ
は、予約センターにおいて予約いただいた方の発着場所を住宅地図で確認し、回るコースを
設定し、車の台数を決め、各タクシー会社に車の割り振りを行い、その後、各タクシー会社
においてデマンド業務に当たる車両を決め、当日の業務の割り振りを行う必要があるため、
前日までの予約としているところであります。

このことから、タクシー業者の皆さんには最大限のご協力をいただきながらデマンド型乗

合交通の運営が行われていると認識しており、あわせて、システム導入や維持管理に係る財政負担を考慮すれば、当面は現行のまま進めてまいりたいと考えております。

次に、現在予算措置としている交通手段のその他の改善策についてであります。平成29年度当初予算には、JR米坂線、フラワー長井線、山形空港等の利用促進や経営支援に係る経費のほか、デマンド型乗合交通事業、福祉タクシー事業、園児バスやスクールバスの運行経費等を計上しております。また、例年、山形交通バスの経常欠損額に対する補助を補正予算で措置しております。

これらの地域公共交通の維持、改善に向けた現状の課題といたしましては、車社会の浸透や少子化の進行に伴う利用者の減少などにより、運輸事業者の経営は厳しさを増す一方、超高齢社会を迎え、車を運転しない高齢者のさらなる増加が見込まれ、地域公共交通の果たすべき役割がますます増大していることが挙げられます。

これらの課題への対応につきましては、本町が運行しているデマンド型乗合交通等は、アンケート調査や利用者からの要望聞き取り等をもとに改善に向けた検討を行っております。一方、民間事業者が運行している既存の地域公共交通につきましては、本町のみでは維持、改善を図ることは困難でありますので、県や関係市町等と連携し、利用促進を図るとともに、改善を要する事項については事業者に対する働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、清掃活動のガイドラインについてであります。春の一斉清掃運動につきましては、町民の環境保全に対する意識の高揚及び地域における生活環境の向上を図ることを目的に、各地区交流センターを通じた呼びかけにより、多くの町民の皆様の参加をいただき、町全体に広がる清掃運動が実施されております。

清掃活動の内容につきましては、道路の側溝清掃、小規模河川のごみ上げ、農業用水路の清掃、ごみ拾い、草刈り、除雪で発生した田んぼからの石拾いなど、さまざまな取り組みとなっており、これまでの経験から、各地区や各自治会の実情に合わせて自主的に取り組みが行われているものと捉えております。

町といたしましては、長い歴史の中で自主的に清掃活動が継続されていることを尊重していることから、清掃活動に関するガイドラインは作成しておりませんが、今後、各地区の自主的な取り組みの中で、ガイドライン等の必要性が生じた場合は検討してまいりたいと考えております。

次に、消火栓使用の水道料減免についてであります。道路側溝清掃は、各地区の実情に合わせた時期に実施されており、小松地区におきましては主に4月から6月にかけて行われ

ております。議員のご質問にありましたとおり、さまざまな作業を実施していただいておりますが、側溝清掃の場合、基本的には内部に堆積した汚泥を取り除く作業であると捉えております。そのため、コンクリート製や鋼製のふた上げのための器具の貸し出しを行い、土のう袋等に入れ、指定箇所まで搬入いただいた汚泥については町が処理をしております。

ご質問の消火栓等の使用につきましては、基本的にはご説明した現状の作業を想定しておりますので、消火栓等の水道水が必要となるのは、一部ふた上げが不可能な道路横断等の暗渠管に限られると考えております。暗渠管の閉塞解消の手段としましては、各地区地元消防団や消火栓消防隊の施設維持、消火訓練等と連携して行っている自治会もあります。今後とも各地区の自主的な取り組みとして継続していただくことを期待しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、連携会議の立ち上げについてであります。道路側溝清掃作業等につきましては、環境衛生保全のため、町民の方々一人一人が自発的、自主的に取り組んでいただいております。取り組み方法は各地区、自治会とも一定程度確立されているものと認識しております。今後とも、町といたしましては、各課が連携して現状把握に努め、個別の課題については丁寧な対応を心がけ、その解決を図ってまいりたいと考えております。

以上、神村建二議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 神村建二君。

○5番 焦点を絞って再質問をいたします。

まず、運転免許返納者に対するサポートでございますが、これは県内多くの市町村でいろいろな事業を展開しております。例えば、長井市では市営バス利用券、100円券15枚つづりを10冊交付、それから高島町ではデマンド利用料金割引として、通常500円のところを100円から200円を割り引き、飯豊町ではデマンドタクシー利用券1万2,000円分を交付しています。置賜以外でも、中山町では町営バスの回数券2万円相当分を交付、山辺町や河北町では町営バスを無料とするなど、県内多くの自治体で運転免許返納者に対する支援を行っております。

本町としても、先ほどのご答弁では、町内のタクシー会社で乗車時の運賃1割引きサービスを実施しているということでございますが、運転免許返納者にはもう少し近隣市町並みに、踏み込んだ内容の支援が必要かと考えますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ご指摘いただいたように、答弁でも述べさせていただきましたが、川西町内の返納者への支援というのが特別行っていない状況でございます。自主的な返納ですから、更新時

期にではなくて、その前に返納されているという意味では、足の確保のための支援策として何らかの対策を講じていかなければいけないというように思っております。早急ということとは準備整えておりませんので、30年度に向けて検討させていただきたいと思っております。

○議長 神村建二君。

○5番 次に、買い物困窮者に対する支援でございますが、これもいろいろなところでいろいろな応援をしております。例えば、村山市では買い物バスを運行しています。公共交通が脆弱な地域での買い物弱者対策としてであります。2つの路線で平日の午前と午後、それぞれ1往復ずつ運行しています。車両は28人乗りのマイクロバスで、乗車料金は無料となっております。また、長井市では、土日限定ですが、2路線で無料循環バスを走らせています。山形市でも循環バスを100円から200円の料金で走らせ、高齢者と子育て世代には無料となる乗車証を市が発行しています。

また、先月の新聞報道では、隣の白鷹町で、先ほど答弁の中にも少しございましたが、高齢者の買い物支援として、高齢者を対象とした買い物支援の実証実験が始まったとしております。報道では、週1回、指定の商店が高齢者宅を訪問して安否確認をするとともに、食料品などの注文を聞いて、翌週商品を届け、次の注文を聞く仕組みとなっている、先月5月26日に実証実験がスタートし、町では成果を検証する、このように報じています。

買い物困窮者に対する支援としていろいろ市町村でやっておりまして、今ほかにもございますが、町営バスを運行しているところでは、町営バスの料金を安くしている。それから、白鷹町のように宅配サービス、これも選択肢の一つかというふうに考えます。

デマンドタクシーで、いろいろと町のほうとしてはいち早く取り組んで、好評だというふうに回答ございましたが、このデマンド型交通の料金をもっと安くして、利用者の負担を軽くするというのも一つの方法だと思います。

ちなみに、大江町ではデマンドタクシーは片道200円と聞いています。また、朝日町でも75歳以上の人の片道運賃を200円としているようです。本町の料金は片道、現在500円ですが、これは将来的に検討する考えはないでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ずっと答弁の中にもあるように、町民バスからデマンド型乗合交通に切りかえてきたというのは、ドアからドアへということで、停留所で吹雪の中、または雨の中、傘をさしてバスを待っている状況というのはやっぱり厳しいなど。やっぱり自宅までお迎えに行って、目的地に着くというサービスを提供させていただいております。

これは川西町が苦勞しながらつくり上げてきたものですけれども、タクシー事業者の皆さんの全面的な協力のもとで運行をされております。我々からすれば、利用者の方の負担と町の負担、50%ずつで何とか運行を続けられないかということで取り組んできたところまでございまして、利用者の方にご理解をいただいて進めてまいりました。

それで、例えば200円とか100円ということになれば、それはタクシー事業者さんにとっての営業の問題も当然出てきます。さらには町の負担も大きくなるということになります。町の負担を抑制するという意味だけではなくて、タクシー事業者さんにとっては、例えば、玉庭の中程から公立病院まで行く路線というのは、自分たちからすれば最大限の稼げるところなんだ。それをご理解いただきながら、少し利用者の皆さんにとっては遠回りしたりして、乗り合いになるわけでありまして、時間も真っすぐ行けないわけでありましたが、いつも言われるのは、電話1本かけてもらえれば私たちはすぐ仕事できますよというふうに言われております。そういったところを事業者さんにもご理解いただきながら運行しているという経過がございまして、さらに、例えば無料バスを出すとかというようなことになれば、地域公共交通会議の中で議論をさせていただきながら、タクシー事業者さんやほかの事業者さんのご理解もいただきながら取り組んでいかなければならない課題になってまいりますので、今のところ我々として最大限させていただいておりますが、買い物に困っている方々に対するサポートについては、福祉的なことも含めて検討をさせていただきたいなど。

ここで、他の自治体とあわせて取り組めないかということについては、持ち帰らせていただいて、内部検討させていただきながら、どのような、そして継続して、これからずっと未来永劫続けられるような制度設計にしていかなければならないというふうに思っておりますので、その点もあわせて検討させていただきたいと思います。

○議長 神村建二君。

○5番 次に、デマンド型乗合交通の当日予約の可能性についてでございますが、この件は、デマンド型乗合交通の改善として要望の高いものでございます。飯豊町は当日でも予約が可能と聞いています。それから、朝日町では当日、出発時間の30分前までの予約が可能と聞いています。聞くところによると、位置情報を確認するアプリケーションが必要であるように聞いています。飯豊町、朝日町でやっているわけございまして、そのシステム導入に係る費用等もございまして、そういったことを考慮して、当日予約、現状のままでいいのかどうか、今後の見通し等について再度お聞きしたいと思います。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 私からお答えをさせていただきます。

デマンド型乗合交通に対します当日の予約のご要望につきましては、アンケート調査の結果からも、大変要望が高いということは私どもも認識をしております。ただ、当日の予約を可能とするためには、その環境整備がまず必要となってまいります。

今回の答弁の中にもございますとおり、まずは、ただいまご紹介のございましたようなアプリケーション、いわゆるシステムの整備にかかわります多額の財政負担がまず生じてまいります。そして、それを維持していく上で、当然システムでございますので、一定期間、期間が経過した後は、それをまた更新しなければならないというようなことが他の先進の市町の一つの課題というふうになっていると私ども認識をしております。

そういった課題を抱えていらっしゃる各市町の方々が、本町に、逆にデマンド型乗合交通の維持を図る上で財政負担の軽減を図りながら行っている現状、それを視察に多くの自治体の皆さんが参られております。

利用者の方々のご要望というものは十分に認識をしておるところでございますが、それを実現するには大きな課題等もある現状にもございますし、ましてや事業者の方々との調整というものも必要になってまいりますので、課題とは認識しながら、今後も検討をまずは進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 神村建二君。

○5番 デマンド型乗合交通、川西町は全国に先駆けていち早く取り組んで、好評を得ているということでございますが、なお一層、利便性を高めるためには、先ほど来申し上げました料金の検討、それから当日予約の可能性、これを追求していただきたいということをし述べます。

次に、現在、予算措置をしている交通手段のその他の改善ということでございますが、その中で、スクールバスへの住民の混乗、これにつきましては、平成28年6月の私の一般質問で、その可能性について質問しました。スクールバスに一般の住民の方が一緒に乗れないかと、いわゆる混乗、一緒に乗る混乗について。そのときの町の回答としては、安全上、混乗利用は難しいという回答でした。

ほかの市町村を調べてみました。例えば最上町では、平成28年3月からスクールバスの混乗化が行われている。利用者からは、地域の子供たちとの会話もふえて評判がよい、好評のようだというふうに聞いています。それから、大江町、平成27年までスクールバス混乗をしていたようです。28年に入って町営バスが運用されたのを機会にスクールバス混乗をやめて

おりますが、それまではスクールバス混乗を行っていました。遠く離れた北海道で、豊富町、美幌町、こういった町ではスクールバスへの住民の混乗が行われているようです。

道路運送法80条というのがありまして、道路運送法80条によれば、一般住民が乗車可能な住民混乗型のスクールバスの運行は、国交大臣の許可を受けることが必須となっているということでございます。法的にいろいろとクリアしなければならないことがありますが、現状は無理でも、今後前向きに検討していくことについては、前回の回答は一回いただいておりますが、その後のお考えはどうでしょうか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回ご質問いただきました町民バスの運行の可能性ということと含めてというふうなご質問というふうにお伺いをしたところでございますが、本町におきまして、以前でございますが、デマンド型乗合交通の運行を開始する以前につきましては、玉庭地区、東沢地区、それぞれのスクールバスにおきまして、住民の混乗方式によりますバスの運行を行っていたという経過がございます。

ただ、デマンド型乗合交通の運行を開始した時点におきまして、やはりそれぞれの交通形態のすみ分けというふうな役割というものがございまして、デマンド型乗合交通は町内全域をカバーする生活交通としての役割というものもございまして、そういったものを検討し、すみ分けを図るということで、スクールバスに特化した運行に、そのデマンド型乗合交通の運行を開始した時点で切りかえを行ったといった経過がございます。

そして、なお、今後につきましてはでございますが、町長の答弁にもございましたとおり、本町におきましては、バスの運行という、行っていた当時の財政負担等の課題がございました。そういった課題の解決に向けて検討した結果、現在、デマンド型乗合交通の運行という方式に切りかえた経過がございますので、そういった経過も踏まえまして、今後につきましても、当面につきましてはデマンド型乗合交通の運行を継続するというようなことで、私も考えているところでございます。

○議長 神村建二君。

○5番 交通弱者、この対策、特に過疎地ではいろいろな実験が今行われています。バスとかタクシーなど公共交通量が少ない過疎地で、一般ドライバーがマイカーで住民を運ぶライドシェア、いわゆる相乗り、その活用は広がっているようです。一般のドライバーがマイカーで有償で客を運ぶのは白タク行為として禁じられてきましたが、2006年に道路運送法が一部改正され、過疎地などで自治体やNPO法人が管理する場合は認められるようになりました。

先ほどちょっと東沢での事例が、町長のほうから説明がありましたが、北海道の中頓別町、ここでは自家用車を使うライドシェアの実証実験が始まっているということです。運転手はボランティアの町民で、料金は無料。高齢ドライバーの免許返納がふえる中で、生活の足として注目されているということでございます。東北では、岩手県の北上市などで有償運送での試みが行われているようです。

本町の公共交通全体について、現状把握をするために、先ほど28年度にデマンドタクシーの、デマンド型乗合交通のアンケートをとったというご答弁がありましたが、デマンドタクシーを含めた本町の公共交通全体について、もう一度住民の需要動向を調査するような考えはないでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 デマンド型乗合交通を実証をするために、東沢地区で取り組んでいただいて、それこそアンケート調査などもとっていただきながら、デマンド型になったんですけれども、あのときに、ボランティア輸送のことも、地元ではNPOを中心にしながら取り組んでいきたいと意思表示もされたところでもあります。

国のほうは、その実証実験に対して予算措置をして、成果を上げてきたわけではありますが、本町の中でそれを事業展開することに対しては、事業者さんのほうから大変な反発もいただいたところですよ。言ってしまうと、さっきのライドシェアも含めてそうですが、公共交通機関がない空白地帯の部分についてはさまざまな工夫ができます。しかし、川西町にはJRがあり、山交バスがあり、そしてタクシー事業者が3社ありという公共交通機関があると、空白地帯ではないということで国のほうは川西町を見ている中で、その中で事業者さんの協力を仰ぎながら、事業者さんの営業を圧迫しないような形で取り組んでいるのが今の現状でございまして、その空白地帯ということになれば、さまざまな工夫ができるのかなというふうに思います。

北上市の事例については私承知しておりませんので、少し研究させていただきたいと思いますが、我々からすれば、例えば山間地などに住まわれている方の安全な輸送などについては、もっと利便性が図れないかという思いはありますけれども、現状の中で取り組んでいる内容をさらに精度を上げるためには努力を惜しみませんが、現状をまずご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長 神村建二君。

○5番 これから社会が、川西町を含めまして確実に高齢化になって、確実に免許返納者が増

加して、確実に困る人がふえてくる状況にあると思いますので、本町としても確実な対策を立ててということをお願い添えて、この件の質問を終わります。

次に、大きな2番目の道路側溝の環境整備でございますが、まず清掃活動のガイドラインにつきましてご答弁をいただきました。結果的には、ガイドラインは今のところは考えていないというようなご答弁でございました。

しかしながら、ガイドラインの必要性が生じた場合は検討するというようなご答弁でしたが、この必要性というのはどういう形で判断するかということでございますが、その点の具体的な内容というのはございますか。

○議長 滝田住民生活課長。

○住民生活課長 そのガイドラインについての必要性をどのように認識するかということですが、先ほども答弁の中にありましたように、まずは各地区交流センターからの呼びかけによって、地区のかかわり方、そして、その呼びかけによって自治会が独自の取り組みを行っているというのが現状であります。

その中で、例えばある地区で、清掃活動をやる上でガイドライン的なものをつくりたいというような要望がある場合、それに対して検討してまいりたいというふうなことで考えているところであります。一つの自治会だけでガイドラインをつくるという形では不可能ということで考えていますので、ある程度の地区単位のレベルでの必要性があった場合に、ガイドライン的なものを検討していかなければならないのかなというふうな考えているところであります。

○議長 神村建二君。

○5番 その場合は、地区単位のガイドラインではなくて、町全体のガイドラインを考えるとということですか。

○議長 滝田住民生活課長。

○住民生活課長 先ほども答弁でありましたように、それぞれの長い歴史の中で自主的に取り組んできたものがございますので、その地区の要望に対しての検討ということでもありますので、あくまでもその地区の要望に対してということなので、町全体のレベルというふうには考えてございません。

○議長 神村建二君。

○5番 地区ごとにいろいろと事情があったり、やり方があったりしているわけですが、望むならば、やはり町全体として、最低限のこういうことはやってほしいとか、こうい

うレベルまではみんなでやりましょうとか、そういったことをやはり必要ではないかというふうに考えていますので、その辺につきましてはもう一度検討してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 私は中郡地区に住んでいますので、中郡地区とか農村部のほうは、春の水路清掃というのは農地に水を引くということで、非農家の皆さんも参加しながら一斉清掃をしているのが現状でありまして、では、道路側溝までやるかといえば、道路側溝のほうはほとんどそれこそ手がかかっていない状況です。ですから、生活環境の状況に応じて、自分たちの水をきれいにする、水路をきれいにして保っていく、水の流れをよくしておくということに尽きるのかなというふうに思います。

一番課題になっているのは町場の話なのかなというふうに私は思いますので、小松地区なら小松地区の中での混住している部分もございませし、また都市部という部分もございませので、その中で課題を提案していただいて、その中で議論をさせていただき、そして町民の皆さんにご理解いただきながら、協力体制を仰いでいければなというような思いでありますので、町一本でガイドラインというところまでは至らないのかなと。

あと、6月の末にことしもさせていただきますが、みんなで川をきれいに清掃しましょうという川きれい運動も呼びかけさせていただいておりますが、それについても啓蒙活動の一環として捉えていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長 神村建二君。

○5番 次に、消火栓使用の水道料減免についてでございますが、ここもいろいろと地区によって必要であったり必要でなかったりというようなことでございまして、その中で、いわゆるふた上げが不可能な道路横断等の暗渠管に限られるんじゃないかというご答弁がありました。水道水が必要なところがですね。要するに、ふたが上がらないようなところの暗渠のところの側溝については水道水が必要だろうというようなことでございますが、ただ、そればかりとは限らないと思っております。

側溝によっては10メートル、50メートルでなくて、200メートルぐらいもずっとあるようなところに、そんなに人が住んでいない。そういうところも掃除するということになると、やはり泥上げだけでは200メートルもつかないというような現状がありまして、そこはやはり水を流して、一挙に泥をきれいにするというような必要性がございます。

ですから、そういう場合に、消火栓を開いて水を使わざるを得ないようなところにつつま

しては、町として、これぐらいなら使っていいよとか、そういったものが、今はもう任せているわけです。そうすると、使っていいものかどうかということも判断が非常に難しいというようなことがありますて、ご答弁であった消火訓練と連携して行うということも一つの方法でございますが、その辺も非常に余り曖昧になって釈然としないということがございまして、やはり質問で提案しました水道水を使うということは料金がかかるわけなんですけれども、そういった側溝清掃に限っては、10分程度の消火栓はいいよというようなことを何かお示しくださると非常にありがたいのかなと思っておりますので、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 神村議員のご質問に対してですけれども、もちろんそのとおり、答弁の中では暗渠と限定させていただきましたが、延長が長くて、いわゆる水圧でやりたいという箇所もあるとは認識しております。答弁の中で申し上げたとおり、地元の消防団との連携によりまして、もちろん消火栓が全ての場所にあるわけではありませんし、そういったところで、ぜひ地元の消防団、または消火栓消防隊がある地区に関しましては、日程も含めての連携、調整を図っていただきながら実施していただきたいという認識でありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 神村建二君。

○5番 消防団と連携をしながら、訓練をかねながらということでやれば一番といいかと思うんですが、その辺のことにつきましても、どういう場合に町に届けるのかとか、そこがいまいちちょっと自治会の中ではわからないところもあるということでございますので、そういったことははっきりしていただければというふうに思っておるわけなので、届けは必要なのかどうか、消火栓を使う場合、そこはどうなんですか。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 実情といたしましては、地区に限って届け出をいただいているところもありますけれども、答弁の中で一貫して申し上げているとおり、消防団のほうとの話でも、訓練にそのままあわせて清掃していただきたいということですので、それに関して届け出、私のほうでは水道としては受け付けておりますけれども、演習であるというような認識を持っておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○議長 神村建二君。

○5番 時間がなくなりましたので、消火栓の水道料につきましてはこれで終わりたいと思

ますが、最後の連携会議の立ち上げ、これにつきましては、ご答弁では、個別の課題については丁寧な対応を試みていきたい。特段に連携会議というのは現状は行わないというような認識で受けとめておりますけれども、今までにそういった個別の課題というのが何かありましたですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほどの答弁に尽きますので、結局、環境保全を地域全体でやりましょうということですので、その実施に当たっては、各地区の中で取り組んでいただいているということになりますので、個別の案件については特別ないのですが、先ほど来ありましたように、消火栓等を使って流したいというような相談もいただいていた経過はございます。

私たちからすると、消防団の皆さんは消火活動が業務でありまして、これは言ってしまうと、側溝清掃が我々の業務かというような話もあるわけでありまして、地域の皆さんとしっかり連携を図っていただいて、地域の中で自主的な取り組みとして消防団を応援していただければありがたいと、そういう意味で、個別で相談をいただく機会はあるのですが、できる限り地域の皆さんのご理解をいただいて事業を進めていただきたいという話をさせていただいているところでございます。

○議長 神村建二君。

○5番 時間がなくなりましたのでこれで終わりますが、大きな1番の高齢者の交通手段、高齢者を含めて、高齢化に伴う町民の交通手段の支援、それから、ただいまの道路側溝の環境整備、これらについてもいろいろとまだまだ課題もありますので、その課題についてしっかりと取り組んでいただいて、そして改善をしていっていただきたいということを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長 神村建二君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時30分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 第2順位の金子一郎君は質問席にお着きください。

12番金子一郎君。

第2順位、金子一郎君。

(12番 金子一郎君 登壇)

○12番 12番金子一郎でございます。

さきに議長宛てに通告いたしておりました一般質問を行わせていただきます。

役場庁舎建てかえについて。

小項目として、建設費と財政見通しについて。

2番目、庁舎建設に伴うほかの事業への影響について。

3番、緩やかな整備方向について。

4番、住民説明会について。

5番、判断責任に対する考え方について。

以上、質問を申し上げます。

私はこのたびの一般質問として、役場庁舎の建てかえについて、町長の所信をお伺いいたします。

私を含む多くの町民の声をお聞きしますと、駐車場の広い機能的な庁舎を望む半面、本当に大丈夫なんだろうかなどと心配される声も聞こえてまいります。町長は2月の議会全員協議会において、国が打ち出した市町村役場機能緊急保全事業を活用した本庁舎の建設事業に取り組む方針を示されました。私は、役場建てかえについて、議会にその方向性の説明はいただきましたが、新聞報道や町報などの記事で、既に新庁舎建設が決定したかのごとく、まだスタート時点にもかかわらず、既成事実化していく空気に違和感を覚えているものであります。

ここで改めて申し上げますが、新庁舎建設は私も望むところであります。しかし、根拠のない楽観論は大変危険である。もう一度申し上げます。根拠のない楽観論は大変危険である一方、また、悲観論では前には進みません。3月の総括質疑でも若干触れましたが、改めて項目に沿って質問をいたします。

まず、建設費と財政見通しについてであります。庁舎建設の建設費の全体像が見えていない現状で、本町の財政計画上、持ちこたえることができるのかという懸念であります。仮に庁舎建設に踏み切った場合、庁舎建設と解体に加え、中央公民館解体や小松地区交流センター建設、さらに置病周辺開発、いわゆるメディカルタウン構想の実現などを含めると、私なりの試算ではざっと60億円前後の起債を背負うことになり、現状の負債残高（議会だより

4月15日号に掲載)の130億円に単純に加算しますと、190億前後の借り入れ残高となるのではないかと心配をする一人であります。

私になぜこのようなことを申し上げるかといいますと、3年前になりますか、増田寛也元総務大臣が出版された「地方消滅」、町長は既にお読みになられたと思いますけれども、大きな衝撃と話題になった本で、私も一通り目を通させていただきました。現状での一極集中に歯どめがかからない中において、なるほどと納得させられた一人であります。

この中で、国立社会保障・人口問題研究所が、あらゆる角度とデータから日本の地域別将来推計人口が載っておりました。本町の人口推計が、2010年当時1万7,313人なるものが、30年後の2040年には1万人を大きく割り込み、9,003人となり、実に8,310人も人口が減少すると推計されております。これは単純に1年平均で277人、本年3月末の住民基本台帳の人口では1万5,727人でありますから、多少緩やかに見えますが、2040年まで残すところ23年となり、本町の場合、出生と死亡の推移や転入、転出の関係で、私は減少幅が加速し、最終的に推計に近い数値になるのではないかと危惧しております。

つまり、現状における借り入れ残高をふやした場合、私がかねがね心配する事業完了後のおおむね10年後における公債費が歳出ウエートを大きく占め、納税者たる人口減少が加速したとき、それこそ消滅可能都市と言われ、かつ全国523の消滅可能性の高い自治体として、本町では賄い切れない状況に追い込まれるのではないかと想像してしまいます。しかし、これはあくまでも私個人、素人の私見でありますので、改めておおよその事業総額と財政見通しについて伺いをするものであります。

次に、庁舎建設に伴うほかの事業への影響についてであります。

このような状況下において、これから迎える超高齢化社会における現状での住民サービスを最低限維持できるのか。あるいは継続的な特別会計への繰り入れや、老朽化著しい川西診療所、そして小松保育所に加え、下水道のメンテナンスや改修、さらにはまだ相当残っている水道管路石綿管改修などが計画的に進められるのかをお伺いいたします。

次に、緩やかな整備方向についてお尋ねします。

今後一層の人口減少が加速する中で、これらを食いとめる対策を打ちながら、建設基金の積み増しや後年度負担の軽減策などなど、しっかりと足場を固めながら、将来の庁舎建設に臨むとの第5次総合計画との整合性、これらの持論もあわせて検討していくのかをご所見をお伺いいたします。

以上、申し上げましたが、最後に、住民説明会をしっかりとっていくべきと思いますが、どうでしょうか。

去る5月9日の新聞報道によりますと、お隣の米沢市も市庁舎建てかえをする内容が発表され、早速市民説明会も開催する日程も報道されました。町当局は議会のみならず町民に対し、総合的な財政見通しも含め、行政サービスの低下は絶対招かないなどの不安を取り除くためにも、丁寧な説明を早急に行うべきと考えますが、どのような進め方を考えておられますのか、お伺いをいたします。

私は、今日の状況で懸念すべきことは、現状での判断の責任問題が将来問われて、町長のみならず議決権を行使する議員たる私も含まれてきますので、しっかり説明責任を果たしていただき、それは、私ども二元代表制のもとで議会にも責任があることを申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 金子一郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、建設費と財政見通しについてであります。役場庁舎の改築整備につきましては、かわにし未来ビジョンの公共施設の計画的な整備において、町民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる新庁舎の早期整備を、町民の理解を得ながら進めてまいりますと記載し、当初、未来ビジョンの計画期間内の事業化を目指しておりました。

平成26年度に実施しました耐震診断において、役場庁舎並びに中央公民館については耐震基準を満たしていないとの調査結果を受け、町民の安全・安心を守る防災拠点である役場庁舎のいち早い改築整備が求められておりましたが、これまで国は、役場庁舎の整備は合併特例債の活用以外、あくまで自治体の自前での整備としておりましたので、財源確保が課題となり、平成27年度から庁舎建設基金の積み立てを開始いたしました。

そのような中、国において、昨年発生しました熊本地震を教訓として、昭和56年の新耐震基準導入以前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎の建てかえを対象として、地方交付税措置での支援を含めた市町村役場機能緊急保全事業を今年度創設いたしました。事業年度が平成29年度から平成32年度までの4年間とされていることから、時間が限られ、制約はあるものの、この期間内の完成を目指し、議会や町民の皆様等と十分な協議の場を設定しながら、役場庁舎の改築整備に取り組むこととしたものであります。

現在、庁内に新庁舎整備推進会議を設置し、庁舎機能や組織の見直し、まちづくりの視点

からの建設位置、財政計画などの検討を進めております。検討状況につきましては、随時議会に対してもご報告を申し上げておりますが、今年度当初は基本構想の樹立までを目標としておりましたが、先進事例の事業スケジュール等を参考に再度検討した結果、基本設計に着手するまで工程を前倒しする必要があると判断したところであり、その中で事業費の積算を行うこととしております。

本町の財政状況につきましては、例年9月定例会でご報告申し上げます健全化判断比率等の状況は国が示す基準内となっているなど、この間の行財政改革の取り組みを初め、財政の健全化に向けた取り組みの推進により、安定した財政運営が図られておりますが、自主財源に乏しく、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない状況に変わりはなく、財政調整基金を初めとする各種基金の現在高は県内でも低位となっております。その中で、財政の健全化を維持しながら、庁舎の改築整備やメディカルタウン構想の推進などの大型プロジェクトを円滑に推進していくためには、財源確保の検討はもとより、事業費の積算結果等をもとにした財政計画の十分な検討、そして、それをもとにした計画的な事業推進を図っていく必要があると認識しております。

本町の町債残高の状況につきましては、4月15日号町報にあわせて全戸配布しました「川西町の仕事と予算」の中でお知らせしているところではありますが、平成27年度末の残高は125億9,000万円であります。このうち81億5,000万円は地方交付税措置等で国から支援を受けられる見込みでありますので、実質的な町の負担額は44億4,000万円と見込んでおります。大型プロジェクトの推進には、財源確保を図る上で町債の発行は必要となっておりまして、今後もその状況を逐次お知らせするとともに、過疎債の活用を初め有利な財源確保に努め、将来負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、役場庁舎の改築整備には多額の財政負担が伴うこととなりますので、将来的な財政負担を見据え、財政規律の確立に努めるとともに、建設資金の確保に向けた基金積み立てを継続しながら、他の財源や効率的な整備手法などの検討に努めてまいります。

議員からご紹介のありました増田寛也氏が執筆されました「地方消滅」の内容には、私も衝撃を受けた一人であります。その中では、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計をもとに、子供を産む中心の年代である20代から30代の若年女性の数を独自に試算し、地方から大都市への人口流出が続けば、今後30年間でこの年代の女性が半数以下に減る自治体が全国で896市区町村、49.8%に上るといふものであります。この結果、社会保障や公共交通、学校などの維持ができなくなるなど、自治体の運営が難しくなり、将来消滅する可能性があ

るとして、地域崩壊の危機を指摘しております。このうち、推計で人口1万人を割る523自治体については、より消滅の可能性が高いとされております。

山形県内では、山形、米沢、寒河江、長井、東根、山辺、高畠を除く28町村が半数以下になるという結果であり、本町は若年女性人口変化率が64.7%の減と、全県で10番目、置賜では最も減少率が大きくなっております。

国全体が人口減少社会に到来した今、本町の人口減少も避けては通れないものと考えております。平成22年国勢調査の際には1万7,313人であった本町の人口は、平成27年の国勢調査では1万5,751人、5年間で1,562人が減少しております。日本創成会議と国立社会保障・人口問題研究所が推計した1万5,919人より168人多く減少しており、本町にとって人口減少対策の推進が最大の課題と捉えております。

本町の総合戦略においては、2040年の定住人口の目標を1万2,000人としております。その実現に向けましては、総合戦略、そして未来ビジョンに掲げた主要プロジェクト等を確実に具現化していくことが必要であると考えております。

総合戦略においては、メディカルタウン構想の推進をリーディング・プロジェクトに掲げ、公立置賜総合病院が持つ地理的優位性や、整備が推進されている国道287号規格の高い道路や国道113号梨郷道路の結節点としての交流アクセスの優位性ととも、高度医療の立地による強みを生かし、公共エリアや住宅地、商工業用地等を確保した上で、民間参入を促進してまいりたいと考えております。

本年3月には、対象地域の前提条件の整理や現状を把握した上で、公立置賜総合病院周辺整備基本計画・実施計画を策定したところであり、今後、この計画に基づき計画的に事業を推進してまいります。あわせて、同じく3月に策定した川西町生涯活躍のまち基本構想に基づく取り組みも推進し、人口規模の大きさを維持し、地域活力の向上と町の持続的な発展を目指してまいりたいと考えております。

次に、庁舎建設に伴う他の事業への影響についてであります。本町では、役場庁舎の改築整備やメディカルタウン構想の推進など、大型プロジェクトを計画している中にありますが、これに伴う住民サービスの低下を招くことのないよう、計画的に事業を推進しなければならないと考えております。

さきに回答させていただきましたとおり、現時点で事業費全体の積算までには至っておらず、財政計画に反映できない状況にありますが、事業の進捗に合わせ、事業費を加味した財政計画を十分に検討していかなければならないと考えております。また、今後とも産業振興

による税収の確保を目標としながらも、地方交付税はもとより、有利な補助事業の活用など財源確保に努めるとともに、今後、より一層事業の選択と集中が求められてまいりますので、事業の見直し、業務改善を図り、効率的な行政運営を図ってまいります。

一方、広域連携の取り組みとしましては、今年度、当面は置賜広域行政事務組合が中心となりながら、定住自立圏構想の推進に向けた勉強会がスタートすることとなりました。人口減少、少子高齢化が進行する中、中心市と近隣市町が相互に役割分担し、連携、協力しながら圏域全体で生活に必要な機能を確保し、定住促進、住みやすい地域社会の形成を目指すものであります。

本町といたしましては、この取り組みに積極的に参画し、中心市や近隣市町との連携により、住民サービスの確保、向上を目指してまいります。

このほか、特別会計への繰り出し、老朽化が課題となる施設や設備の改修等につきましては、毎年ローリング方式により見直しを行っている実施計画の検討の中で、財政計画と連動した検討はもとより、事業の見直し、選択と集中に向けた検討を重ね、将来見通しに立った計画策定に努めてまいります。

次に、緩やかな整備方向についてであります。本町では現在、かわにし未来ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づくまちづくりを推進しております。未来ビジョンの基本目標である夢と愛を未来につなぐまちの実現、持続可能なまちづくりの実現を目指し、計画に掲げた各種施策の具現化を図っております。

本町の課題である人口減少、少子高齢化の克服に向けましては、町の魅力を高めるための施設や機能の整備等に取り組んでおり、役場の改築整備やメディカルタウン構想の推進もその一環であります。事業実施に当たりましては、計画的に事業を推進するため、年度間の事業調整はもとより、国・県の補助制度の活用など、将来の負担軽減を考慮しながら事業を推進しております。

役場庁舎の改築整備につきましては、これまで国は、庁舎整備はあくまで自前が原則として、建設費の2分の1以上の基金造成や、起債の許可に対しては大変厳しい指導でありました。このため、町と議会は毎年、国に対し強く支援を要望してまいりました。今回、市町村役場機能緊急保全事業が創設されたことは、これまでの要望活動の成果であり、財源確保が課題である本町にとりましては千載一遇のチャンスと捉えております。事業年度が平成32年度までと時間が限られ、制約もございますが、この期間内の完成を目指し、役場庁舎の改築整備に取り組んでまいりたいと考えております。

総合戦略や未来ビジョンに掲げた主要プロジェクトの推進を図りながら、大型プロジェクトの推進を図っていくためには、これまで以上に事業の厳選と、それを具現化するための業務の改善等が必要となっておりまゐります。特に、主要プロジェクトの推進に当たりましては、庁内各課の連携が強く求められる事業が多くありますので、これまで以上に情報の共有化に努め、庁内一丸となってこの課題に取り組んでまいります。

次に、住民説明会についてであります。現在、新庁舎整備基本計画の策定に取り組んでいるところであり、当該計画素案を取りまとめた時点において、議会へのご説明を経て、町内各地区単位での説明会を開催し、町民の皆様へのご説明と意見交換を行いながら、新庁舎整備へのご理解を得てまいりたいと考えております。

次に、判断責任に対する考え方についてであります。現役場庁舎は、昭和34年の建設から築58年となり、国が示す法定耐用年数である50年を超えている現状にあります。また、平成26年度に実施した耐震診断の結果は、構造耐震指標、 I_s 値では、震度6強以上の地震で崩壊、倒壊の危険性が高いとされる0.3未満の0.221と判明したところであります。

このような現状を踏まえ、平成28年3月に策定した川西町公共施設等総合管理計画において、役場庁舎は、大規模災害が発生した際、災害対応の重要な拠点となることから、町民の安全・安心を考える上でも、町民の理解を得ながら更新整備の検討を進めるとした基本方針を示させていただき、議会のご理解をいただいていると認識し、庁舎建設積立基金の積み立てを行ってきているところであります。

繰り返しになりますが、本町では、議会のご理解をいただきながら庁舎整備に係る国の支援を強く要望してきたところであり、今般、当該支援が創設されたことは、これまでの要望活動が結実した結果であります。また、国による緊急支援事業であることを重く受けとめ、発災時の業務の継続を確保し、町民の安全・安心を担保できる役場庁舎への更新は、公共施設管理の最優先事案として捉え、当該事業を活用した新庁舎整備の完成を目指すべきと判断いたしました。

一方、この事業を活用せず、未来ビジョンの計画に従って整備することにした場合、いつ災害が発生するかわからない今般の状況下で、町民の安全・安心の確保や住民サービスの向上が求められ、さらには発災時の業務継続の困難さ等を先送りする結果となり、また、財政的にも将来負担が大きくなりますので、その判断や説明責任も重大であると考えております。

なお、新庁舎の整備に際しては、整備の必要性、今後の人口動向、社会の潮流、財政動向を見きわめ、規模、機能、場所及び事業費の精査を十分に行い、これらについて議会及び町

民への説明と意見交換を図りながら、町民サービスへの影響や、将来世代の過大な負担となることがないように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、金子一郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 金子一郎君。

○12番 今答弁いただきました。思ったとおりのご答弁と申しますか、なかなか抽象的で、この事業がスタートして、当局が苦悩しているという、そういう苦勞の跡がにじんだ答弁かなと思いましたが、改めて再質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初にですけれども、町長はこの情報、いち早くいただいたという時期と、どこから情報をいただいた、そこをちょっとお知らせいただけますか。この市町村、こういう有利な事業がありますよ、最初にこの情報をいただいた時期。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 29年度の概算要求、概算全体事業費が出てくるわけでありましてけれども、私がこの緊急保全事業が創設されるという話を聞いたのは12月段階であります。それについて具体的なものが出てこないという中でありましたけれども、情報収集に努めたところでございます。

○議長 金子一郎君。

○12番 そのとき、答弁にもありますように、今まで議会と一緒に要望して、これはいい制度ができたなど、しめた。では、これで行こうと思われたと、そういう答弁ですけれども、直感的にどんなふうに思いましたかね、この情報を聞いて。やはりいける、これがないと将来大変だなどというような、町長の素直な情報を聞いたときの感想を聞かせていただきたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 この答弁の、私が書いた答弁は、下地になっているのは3月の施政方針の内容です。その中でも、私自身が1月になってこの事業について調査するべきだというふうに判断したのは、原則として、国の支援は役場庁舎に対してはありませんということを何回も言われてまいりました。その中で、熊本の地震などの状況を判断されまして、役場機能が停滞すれば住民の災害への支援がおくれてしまうと。宇土市もそうでしたし、益城町もそうでした。役場が機能しないという状況に対して、大変危機感を持たれたということが今回の事業のスタートになったというふうに思います。

一つは、起債を今までは、まず10億の建設費だったら5億は積まなければいけないと。そ

の5億についても、起債を認めるかどうかについてはかなり厳しいやりとりをしなければならぬ状況でありました。それが、まず9割の起債を認めるということが一つありましたし、さらに、今まで国は支援しないということだったわけではありますが、償還に当たって交付税で措置するという事は、国からすれば最大限の市町村への支援策を示していただいたというふうに私としては喜んだところでございます。

○議長 金子一郎君。

○12番 このたびの質問の大きな柱の一つであります全体の事業費でありますけれども、やはりこの情報を得て判断するに、やはりある程度、答弁に事業費は載っておりませんが、ある程度のイメージがあったと思うんですね。例えば役場庁舎が30億円、国からは大体2割くらいの補助をいただける。そして、年賦を組めば何とか返せるんだろう。そういうイメージがあったと思うんですよ。そのイメージの額、全然事業総額がないと、これからの議論もかみ合わないものですから、事業額、大体どのくらいイメージしておりますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 事業規模についてはまだ想定、積算はしておりません。今、そういう形で数字をお示しする内容はございません。

ただ、先ほどの質問から、金子議員からありましたように、将来の人口推計などを見ながら、町としての機能、住民サービスを低下させないという観点の中で、どのような事業規模になるのかということになりますし、今回ずっと検討している内容も、過大な負担にならないようにするという観点からすれば、建設位置については町有地、町が持っている町有地を最大限活用するということが、建設コストを圧縮できるという最低条件になるのではないかなというように思いで検討作業をしているところでございまして、議員が質問にありますように、将来大変になるのではないかと、これを我々も当然憂慮しながら、そうならないためにどうするかということで、今検討作業をしているところでございます。

○議長 金子一郎君。

○12番 なかなか事業総額出てこないわけですが、普通、一般家庭を考えますと、例えば住宅を建てたいという家庭があるとしますと、大体一般、五、六人家族ですと3,000万くらい。貯金が500万たまった。親子二代でローンを組んで25年間で返そう。そうすると月10万円の返済。ところが今の現状、将来を考えると10万円はなかなか大変だ。7万くらいだと何とかなる。ですけれども、現状では判断できないわけですが、東京のおじさんが3万円助けるぞ。これはチャンスだ。では建てかえしようというイメージがあると思

うんですけれども、役場の総額、大体事業費、正直に何かイメージありませんか、大体総額、幾らくらいという。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 イメージという、それはどういうふうに答えたらいいのかなと思いますが、今、先日の全協でもお示しさせていただきましたように、基本設計、実施設計、さらには建設の監理、こういった事業がかかります。建設コストは建設コストでかかります。さらには、現有の庁舎の解体とか、あとは環境整備とか、さらにはパソコンを初めさまざまな設備の移動とか、そういったものを全部詰めていかなければならない。総事業費をお話ししないと町民の皆さん方からはご理解いただけないだろうと。建設コストだけで、例えば平米何ぼで、何平米必要で、掛け算して建設コストはこのぐらいだからという、それはつくることは可能ですが、それは建設だけの部分でありまして、総額といいますか、全体というのはまだまだ詰めていかなければならないというふうに捉えておりますので、現時点では、その一つ一つの積算を詰めているところでございますし、建設場所によってまた新たな課題も出てまいりますので、そういった点では、まだまだ十分ご説明いただけるような、イメージと言われても、ご説明、発言できるような内容ではございません。

さらに、今、各住宅などの建設されている方々からいろいろな話をお聞きすると、やっぱり耐震構造が強く求められるということもありまして、今回の緊急保全事業についても、地盤改良とか基礎、こういったものに対する費用というのはかなりかかり増しするのではないかなというようなことも含めて、さまざまなアドバイスをいただきながら積算をしていかなければいけないんだろうというふうに捉えておるところでございます。

○議長 金子一郎君。

○12番 ちょっと時間も押してきましたので、次に向かいます。

このたびの市町村役場機能緊急保全事業、これが5月9日の朝日新聞、米沢市が庁舎建てかえを表明というような記事がありますけれども、ここで事業費の約2割、米沢市では45億から64億円というような想定をして、そのうち2割くらい国から支援を受けられる。だから建てかえをするんだという記事が載っておりますけれども、本町の場合もそのような理解の仕方よろしいのですか。その辺ちょっとお尋ねします。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回、国が創設いたしました制度の概要につきましては、2月17日になりますか、全員協議会の際にご報告を申し上げたとおりでございます。全体事業費、国が示

す基準事業費がまず一つございまして、そのうちの9割、これについて起債が認められ、また、国の地方財政措置がとられる。全体事業費、基準事業費からしますと、22.5%の国からの支援が受けられるというふうに理解をしております。

○議長 金子一郎君。

○12番 もっとわかりやすく、例えば10億円の事業費のうち大体2億円くらいが国から支援受けられるんだという、そういう単純な表現でひとつお知らせいただきたいと思っておりますけれども。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 わかりづらい答弁で大変失礼いたしました。

例えば全体事業費、その国に認めていただける基準事業費、これが10億円といたしますと、まず起債、今回の市町村役場機能緊急保全事業の起債が認められるのが、うち9割でございますので、9億の支援が受けられるということになります。なお、国からの財政支援につきましては、全体事業費の3割というふうなものが示されておりますので、うち9割の3割でございますので22.5%となりますので、10億の場合ですと2億2,500万の財政支援、これが見込まれるものというふうに理解をしております。

大変失礼いたしました。

全体事業費が10億とした場合、地方債の充当につきましては、先ほど申し上げましたとおり9億ということになります。そのうち、国の交付税の措置につきましては、上限が75%、その75%のうちの3割に対して財政措置が講じられるというふうなことになっておりまして、この計算で22.5%というような率が出てまいります。

よって、国からの財政支援受けられる金額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、2億2,500万円というふうに見込まれるものというふうに考えております。

○議長 金子一郎君。

○12番 そこで町民の皆さんは、そんなに借金して大丈夫かという一つの大きな心配がございます。先ほど申し上げましたように、現在130億円、当然、大型プロジェクトを進めると起債残高がふえる。だけれども、過疎債等々の国の支援策があるから、130億円のうち44億円くらいしか実質的な負担する必要はないんだという答弁をいただきました。

それでなんですけれども、地方交付税というのは年によって変化するわけですよ。本町の地方交付税の推移を見ますと、これも議会だよりにありますけれども、平成11年度は47億円くらい来ておったものが、平成19年度は31億9,000万円、約32億というようなことで、

大変な年によって開きがあるというようなことで、果たして将来、現在のままの地方交付税が維持できるのだろうか。また、将来減るということはないのだろうかという、そういう不安あるわけですがけれども、財政から見てどのようにお考えですか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今後の地方交付税等含めた見通しというご質問でございますが、ただいまご紹介いただきました47億から31億というふうな時代には、三位一体の改革によりまして地方交付税の削減措置、これがとられ、本町を含め、全国各市町にとっては大変大きなダメージとなったといった歴史がございます。

現在におきましては、その当時と比較いたしますと、国の支援の内容も、3年間同程度の基準を保つというような一つのガイドラインが示されるなど、安定した状況にはあるというふうに思っておりますが、今現在もこの間の、国が、地方においてはいわゆる基金の額が非常に多くなっているのではないかと、貯金をしているのではないかとというような視点のもとに、その制度全体の見直しを図るべきだなどというご意見が一方では出されているという状況にあることは承知をしてございます。

ですので、現状を、財政の健全化比率などの状況についても、今後より注意深くその動向を見ながら、健全財政の維持に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長 金子一郎君。

○12番 大変時間が気になりますので、答弁、「ほだ」、「ほんね」というような、そういう答弁でひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それで、再建団体、置賜でも例あるわけですがけれども、本町の場合、どの程度の実質の起債を抱えたらイエローカードがともるか、その辺、わかりますかね。大体100億、200億くらいまでは大丈夫だとか、300億くらいまでは大丈夫だとかという。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 詳しい数字につきましてはちょっと今手元にありませんので、一般論というごことにお受けとめいただきたいのですが、標準財政規模の約2割、20%、それを越えた時点で準用再建団体というふうな扱いとなっているというふうな状況でございます。

○議長 金子一郎君。

○12番 ちょっと難しくてわからないものですから、本町の場合、金額でちょっとお示しいただけますか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 現在、本町の標準財政規模が約60億程度でございますので、その2割となりますと12億というようなこととなります。

○議長 金子一郎君。

○12番 何ぼくらいまで借金したらイエローカードともりますよ、その程度で結構です。

○議長 休憩します。

(午前11時33分)

○議長 会議を再開いたします。

(午前11時39分)

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 お待たせして大変申しわけございません。

町の将来の負担の比率という内容につきまして、9月のいつも議会の際にもご説明申し上げておりますが、将来負担比率というものがございまして、350%を超えるとイエローカード、早期健全化が求められるということになります。

現在町の支出、28年度の決算ですが、115.9%というような状況になっています。ただ、この比率を求める際には、地方債の現在高というものもいわゆる一つの計算をする際に数字として用いるわけなんです、それ以外に債務負担行為に基づく額でありますとか、あとは退職手当にかかわります負担の見込み額でございますとか、あとは各組合等に対します負担額の見込み額等々、起債以外の要因も含めて計算をするという状況になってございますので、幾ら起債をするとそうなるのだというふうな額は単純にはお示しできないという状況をご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長 金子一郎君。

○12番 では、質問を変えさせていただきます。

一般家庭ですと住宅ローンというのがありますが、役場ローンあるなんていうことは聞いたことがありませんけれども、大体役場建てるとなると、大体何年賦くらい想定できますか。そして、1年間の支払い能力といいますか、支払える額、どのくらい想定しておりますか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回、国から示されました市町村役場機能緊急保全事業につきましては、先ほどご紹介いただきました米沢市のほうの試算の状況なども見ますと、いわゆる償還の期間につきましては30年の期間、これが認められておりまして、元金の償還の据え置き期間が5年、いわゆる残りの25年間で元金均等方式で償還を行うというような制度というふうになってございます。

○議長 金子一郎君。

○12番 そうしますと、本町の背中ですと、大体年間幾らくらいの負担に耐えられるという、その辺の絵図わかりますか。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 その内容につきましては、先ほどの将来負担比率と同様になるわけですが、現時点でお答えできる状況にございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長 金子一郎君。

○12番 先ほど町長のほうから建設場所、これについてもいろいろ意見を聞きながら熟慮していきたいという考え方が示されましたけれども、町長のイメージにある理想の場所、面積等々、何かございますか、現時点で。お話しできる内容。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ちょっと振り返りになって申しわけないんですが、質問にいただきました60億円前後の起債になるだろうという想定でありますけれども、この根拠が僕はよくわからない。単純にメディカルタウンが30億、役場が30億かかるのではないかということだと思いますけれども、メディカルタウンの内容につきましては、前回説明していただいたように、総事業費26億円でありますけれども、そのうちの民間事業者が開発行為をする部分も事業費として織り込んでいますし、さらには、土地開発公社が造成して販売する、それも全体事業費でありますので、全てが全て町の起債になってくるということではないというふうに捉えております。

あわせて、今、理想のということでありますのは、理想というのは限りなく理想ですから、土地を求めて立派なものを建ててということになるわけでありまして、さまざまな諸要件があって、それこそ将来の負担も含めて考えていかなければならないということで、現時点でそのことを悩みながら検討作業をしているところでございます。

○議長 金子一郎君。

○12番 役場は今現在川西町の中心地である小松地区にあるわけですがけれども、やはり中心地域というような基本的な考え方ございますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 庁内でプロジェクトチームを立てながら、役場機能をどうするべきかという議論と、さらには場所の問題で、いろいろ策定作業をしている、検討作業をしているところであります。

その中で、一つ観点として出てきているのが、地方自治法第4条第2項の考え方です。地方自治法の中には、地方自治体の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないという、そういう自治法上で事例が示されておるところであります。

こういった観点なども含めながら、町民の皆さんのご理解を得る手だてを検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 金子一郎君。

○12番 それでは、庁舎建設に伴うほかの事業への影響についてというようなことで、なるべく影響のないように進めたいというようなご答弁をいただきました。

一つ大変心配しておりますのは川西診療所、今までの計画ですと、太洋合板の跡地を買収して、そして複合施設として整備していくというような考え方を示されたわけでございますけれども、3月定例会で土地交渉を白紙に戻す、さらには建設を仕切り直しするんだというようなご答弁をいただきました。

庁舎建設と診療所に影響と申しますか、どのようなお考えで臨もうとしているかお尋ねしたいと思っております。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 庁舎建設というのがあって、さらには診療所や保育所、さらには小松地区の交流センターの建設などを要望もいただいているところでございます。それを一挙にというわけにはなかなか現下ではいかないだろうというふうに思っていますし、今回示されました国の支援事業などを前倒しとするならば、そういったものの全体のビジョンをやっぱり住民の皆さんにお示しして、事業を推進していく必要があるだろうというふうに思います。できるだけ平準化した形で、どうしても借入れをしながら整備をしていくということになりますので、ご理解いただきながら進めていかなければならないというふうに思っております。

診療所の改築等については、当然取り組んでいかなければいけないというふうに捉えております。

○議長 金子一郎君。

○12番 同じような内容の設問になるわけですがけれども、今ありましたように、メディカルタウンの事業の推進、今実施測量が始まっております。自分とすれば、これなどにも影響、またさらには6次産業の加工場の建設、これも開発公社が土地を先行取得して、準備進んでいるわけですがけれども、これらについても今のような同じような考え方と理解していいのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 さまざまな事業については、実施計画の中でローリングをかけておりますので、今回緊急な事業が入るということになれば、全体的な調整を図りながら、年次計画の見直しなども当然していかなければいけないというふうに捉えております。

○議長 金子一郎君。

○12番 第5次総合計画、緩やかな整備方向というようなことで、10年間の中で方向性を決めていくというような内容でございます。質問申し上げていたわけですがけれども、このたびの制度を利用して、何でかんでチャンスだから役場整備するんだというお考えか、いやいや、第5次総合計画に載っているような手法も並行して検討して、そして検討の結果、右か左かという選択の余地があるんだという考え方、どちらの考え方が強いんですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほども答弁で述べさせていただきましたけれども、熊本の発災、さらには6年前の東日本大震災の状況などを見れば、いつ川西町に地震が起こるか分からないという状況の中で、それを踏まえた形で国は新たな事業を起こしたわけでありまして、これも4年間という限られた時間設定ではありますけれども、緊急性を要することに対して、町の責任として、安全で、そして町民の安心を確保するような施設整備というのは最重要課題として捉えておりますので、今回の国の事業、保全事業に合った形で事業を推進していきたいと思っておりますし、3月にいただきました議会の政策提言の中でも、この保全事業を活用した形で32年度まで建設するようという提言もいただいておりますので、議会のご理解をいただきながら、これから精力的に進めてまいりたいと考えております。

○議長 金子一郎君。

○12番 私も冒頭に申し上げましたように、庁舎建設については私も望むところでございます。しかし、まだ情報をいただいて準備を始めてからまだ半年足らずというふうなことになりますので、一般質問もまだ早いのかなという、そんな感じも持ったところでございます。

しかし、さまざまなやはり庁舎建設に伴う課題、やはりハードルなどがございますので、やはりいち早くこの場でそういう課題を公にしながら、そして町民の皆様方の理解、やはり協力をいただいでいかなければ、将来憂いを残すというような、いや、こんなはずじゃなかったという、そういうことにならないように、町当局も議会もそうでありますけれども、そのような意味でこのたび一般質問をさせていただいたところでございます。

なかなか始まったばかりで具体的なものは出ませんでしたけれども、そういうさまざまな財政やほかの事業の影響等々、課題があるというようなことを申し上げさせていただいて、私の一般質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長 金子一郎君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時53分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の伊藤寿郎君は質問席にお着きください。

1番伊藤寿郎君。

第3順位、伊藤寿郎君。

(1番 伊藤寿郎君 登壇)

○1番 議員番号1番伊藤寿郎でございます。

議長宛てに通告のように質問いたします。

質問の大項目3項目、1、安定的な農業経営の確立を実現するには、2、ふるさとづくり寄附金管理事業の今後の展開は、3、地方創生人材支援制度の導入はの3つの大項目として、うち6つの小項目でございます。

まず初めに、安定的な農業経営の確立を実現するにはについて質問いたします。

1、農業人材育成、新規就農支援対策についてですが、農業就業人口の6割強が65歳以上と高齢化が進む中で、UJIターンの促進などにより、農業に若い、新しい人材をとり込むことは喫緊の課題であり、国・県で人材確保、育成に向けたさまざまな取り組みが進められ、成果も出ているところである。引き続き新規就農者が参入しやすい環境整備、また参入後の

経営確立がイメージしやすいモデルケースを提示するなど、新規就農を支援する事業の継続を促進するために、個別経営の法人化支援を町長はどう考えているか伺います。

また、グローバス化を見据え、グローバルGAP、HACCPなどの導入支援及び教育の拡充、新技術の導入、経営の多角化など、経営発展に向けた予算を拡充するなどの支援措置は考えておられるかお聞きします。

次に、農作業負担軽減、生産資材などへの対策についてですが、中山間地や担い手の高齢化が進む地域では、作業負担に耐え切れず、やむなくリタイヤする農業者も多く、耕作放棄地増加の一因となっている。こうした作業負荷軽減につながるアシストスーツなど、先端技術の開発、普及に対する支援措置はあるのでしょうか。

また、生産資材価格、流通構造の見える化などについての検討が進められているところではあるが、生産資材価格は経営コストに直結する問題であり、農家所得向上には標準取引価格を周知し、有利な価格交渉を進める必要がある。早急な実現の手だてはあるかお聞きします。

3、地域、経営の次世代への円滑な継承対策について質問いたします。

地域農業の再構築に欠かせないのは人材育成確保である。とりわけ中山間地域などにおいて、集落営農組織の整備、強化が喫緊の課題となっている。こうしたことから、産官学の連携による「次世代地域リーダー養成塾（仮称）」などを開講し、農地、施設などの維持を含め、地域の農業を次世代へ継承していくためのリーダーを養成するための対策や支援をどうお考えかお聞きします。

また、平成27年1月1日から相続税の基礎控除額が引き下げられるなど、課税強化により相続税の負担が多額となり、経営の継承が困難となることが懸念されることから、経営基盤を築いた担い手農業者の経営が後継者へ円滑に継承され、経営が継続できるよう、農地等相続税、贈与税納税猶予制度や、農業用施設用地の相続税評価額特別措置の周知、法人化の推進など、経営継承対策の取り組みについて、当町の現状を伺います。

続きまして、ふるさとづくり寄附金管理事業の今後の展開はについて質問いたします。

総務省が公表した「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績など）について」によると、平成28年度（平成27年1月から12月が対象期間）のふるさと納税額は、前年度の341億1,000万円を大きく上回って1,470億円に、ふるさと納税の適用者数は、前年度の43万5,700人を大きく上回って129万5,300人に、それぞれ拡大した。当町におけるふるさと納税額も5割相当増し、2,042件、8,890万円と平成28年度報告を受けました。

ふるさと納税は、寄附額から2,000円を差し引いた額が住民税などから控除される制度で、寄附を通じて特定の地域を応援できる。また、納税者に返礼品を渡す自治体も多いことから、その人気は年々高まっています。その一方で、高額な返礼品を用意して寄附を募る自治体も多く、本来の目的から外れているとの指摘もあった。

総務省は、4月1日付で各都道府県知事に対して通知を出し、返礼品の見直しを求めた。具体的には、寄附額に対する返礼品の割合が3割を超えないように求めたほか、プリペイドカードや商品券、資産性の高い特産品など、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を用意しない。返礼品が寄附の対価として用意していると誤解されないよう、返礼品の価格や寄附額に対する割合を表示しないことなども求めているとのことだが、当町の返礼品に見直しはあるのか伺います。

また、ふるさと納税で寄せられた寄附金は、子育てや教育、まちづくり、災害復興などに活用されて、地域の活性化に役立っています。当町での地域活性化の取り組みと実績をお聞きします。

続きまして、地方創生人材支援制度の導入はについて質問いたします。

かわにし未来ビジョン「第5次総合計画」推進と、さらに新庁舎建設に当たり、マンパワーが必要になる時期に突入しました。地方創生に積極的に取り組む当町に有利な人材支援制度「地方創生人材支援制度」を活用するなどし、国・県からのバックアップ体制を町長はどのように考えてられるかお聞きします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 伊藤寿郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、農業人材育成、新規就農者支援対策についてであります。農林水産省統計部調査によりますと、全国の基幹的農業従事者数は平成27年において175万人で、平均年齢は67歳となっており、10年前と比較して49万人の減、2.8歳の上昇となっております。さらに、65歳以上の割合も64.6%と、主要各国と比較しても突出しており、ここ20年間は、昭和一桁世代が年齢構成のピークで推移していることから、世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現に向けて、青年層の新規就業者の確保は全国的な喫緊の課題であります。

全国の49歳以下の新規就農者の推移につきましては、平成初期のバブル崩壊時に最低であった9,700人から、国の施策であります青年就農者への無利子資金や、農の雇用事業を初め

青年就農給付金事業の創設等により年々増加しており、平成27年で3万9,000人に達するなど、一定の成果があらわれております。

一方、県内の新規就農者につきましては年々増加傾向にあり、平成28年度調査では300人となり、調査開始の昭和60年以降最高となりました。特徴としましては、新規学卒就農者、新規参入就農者及び女性農業者の着実な増加のほか、農業法人等への雇用就農者が全体の5割を占めたことなどが挙げられます。

また、町の新規就農者につきましては、ここ数年、年間平均6人程度と堅調に推移しており、要件が合致する方には認定新規就農者への誘導を積極的に行い、各種支援を重点化しております。なお、伊藤議員が川西町認定農業者の会会長として、効率的かつ安定的な農業経営及び農業後継者の育成、確保にご尽力いただいていることに改めて敬意を表します。

さて、新規就農者を支援する事業の継続及び充実につきましては、町としましては、これまで同様に国の施策を積極的に活用するほか、川西町農業振興マスタープランの基本方針に掲げる多様な担い手の育成、確保を図るため、継続事業を含んだ17の具体的施策を着実に展開してまいります。

特に、町独自の新規就農者総合支援事業による認定新規就農者のニーズに沿ったきめ細やかな支援及び新規就農者確保対策事業等によるIUJ就農希望者に対する本町での就農の動機づけと、移住・定住への誘導を図るため、農業情報を発信するとともに、地域おこし協力隊、農業研修生の就農支援を図るための雇用就農支援、さらには新規就農者向け営農モデルの作成、活用を図るなど、各種の支援を総合的に実施することにより、就農しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

個別経営体の法人化支援につきましては、県内農業経営体の法人化を加速化するため、平成28年度に山形県農業経営法人化支援協議会が設立され、具体的取り組みの推進役として、各総合支庁単位で法人化支援チームが設置されました。町産業振興課もその支援チームの構成員として、入門研修や実践研修の企画、周知、農業経営体からの相談窓口及び立ち上がり支援の任を担っております。

個別経営の法人化は、人、もの、金、情報に関するメリットのほか、義務や負担が発生しますが、内容を十分に認識した上で法人化を活用することは、農業後継者育成や円滑な経営継承に有効であると考えております。例えば、動機づけとして、法人化と同時に農業後継者に法人経営を任せることで、経営者であることを明確に認識させることや、法人の戦略や目標を設定させて、その評価を行うことでさらなる動機づけを行うなど、経営者としての主体

性が養成され、意欲を引き出す一つの手法であると考えられます。

世代交代対策には、家族間の話し合いを基本とし、交代のタイミング、交代後の仕組みづくり、円滑な資産引き継ぎなどさまざまなポイントがあり、それぞれの経営体の実情に合った対応が必要でありますので、農業経営体からの最初の相談窓口である町といたしましては、県と連携しつつ、法人化を含め、適切な指導、助言を行ってまいります。

経営発展に向けた予算拡充措置につきましては、川西町農業振興マスタープランに掲げる具体的施策の推進を図ることが肝要であり、推進に必要な予算は実施計画査定を経て、次年度以降の予算編成に反映してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、農作業負担軽減、生産資材等への対策についてであります。中山間地域や高齢化が顕在する地域では労働力不足が深刻な問題であり、また、農作業は依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできないことも多く、省力化や人手の確保、負担軽減が重要な課題となっております。

このような状況下において、国では農業分野のロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にするスマート農業の実現に向けた研究会により検討がなされております。スマート農業の将来像としては、超省力、大規模生産実現のための農業機械の自動化、作物の能力を最大限発揮させるためのICT技術の導入、きつい作業や危険な作業から解放させるためのアシストスーツや除草ロボットの活用など、5項目が挙げられております。

既に大学や民間企業では研究開発や導入実証も進められており、田植え機のGPSによる自動走行システムのように市販化されている技術もあります。今後、トラクターなどの遠隔監視による無人システムの研究も加速化するなど、スマート農業が成長産業化に向け、強力な推進力となることが期待されております。

さて、これらの推進に向けた具体的な施策につきましては、国がロードマップを作成し、実用化と並行した改良等の課題解決に向けた取り組みが行われております。また、スマート農業の推進に向けた支援事業としましては、労働力の募集、派遣を一体的に行う仕組みや、農作業の外部化等を円滑に行う仕組みの構築のためのソフト事業として、農業労働力最適活用支援総合対策事業が創設されております。

ただし、地域段階では、生産者団体や農業者等の関係者で構成される労働力確保戦略センター設置や計画策定等の要件があり、応募に当たってはさらなる調査、検討が必要となります。現時点では町単独の支援措置はありませんが、今後とも国の施策を注視してまいりたい

と考えております。

生産資材価格への対策につきましては、平成28年11月に、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において農業競争力強化プログラムが決定され、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対応するため、生産資材価格の引き下げや流通、加工の構造改革など13項目の取り組みによって農業競争力強化を実現するとしております。

生産資材には肥料、農薬、農業機械、配合飼料、農業用ハウス、段ボールなどがありますが、国際水準と比較して価格が高い要因としては、メーカーの過剰供給や寡占など、適正な競争状況の欠如等があります。国際水準への価格引き下げを目指すため、生産資材業界の再編や新規参入の促進等について法規制を図るべく、今通常国会において、農業競争力強化支援法案や関係法の廃止法案が成立しております。

その中で、生産資材価格の見える化対策につきましては、国が国内外の生産資材の生産、流通、価格等の状況を定期的に把握し、公表するとともに、民間活力を最大限活用しつつ、生産資材の安定供給と価格引き下げのための施策の具体化に努めるとしております。また、メーカーが適正な競争状態のもとで高い生産性で生産し、国際水準を踏まえた適正な価格で販売する環境を整備するほか、公正取引委員会もこうした観点で徹底した監視を行うとしております。加えて、国は民間のノウハウを活用して、農業者が各種生産資材の購入先について、価格等を比較して選択できる環境を整備すると明記されております。

このように、農業競争力強化プログラムの法制化によって、生産資材の具体的な見える化対策が推進されております。現在、民間団体等によるウェブサイトの構築が進められており、販売価格、早期割引、大口割引、配送料等の掲載情報にアクセスできる環境が早急に整備されると考えられますので、町といたしましては、農業者が比較、選択できる環境を円滑に導入できるよう、情報収集、提供に努めてまいります。

次に、地域経営の次世代への円滑な継承対策についてであります。本件に関しましても、農業競争力強化プログラムにおいて、農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備に係る7項目の方針が掲げられております。その中に、地域の農業経営塾と海外研修等があり、就農後の経営能力向上のため、各県において、営農しながら本格的に経営を学ぶ場としての塾の本格稼働を推進するとしております。

山形県におきましては、今年度から、経営力の高いスーパertップランナーの育成に向けたやまがた農業経営塾が山形県農林大学校に創設され、年間を通して、より高度な経営学を学ぶことが可能となっております。

また、本町におきましても、川西町農業振興マスタープランの中に、農業後継者対策として経営力向上のための経営学研修会の実施を掲げており、今年度中に詳細を検討し、次年度から経営力向上セミナーとして開催するほか、組織化のノウハウや販売戦略等を習得するための農業法人経営者等との意見交換会を予定しております。

議員ご指摘のとおり、次世代のリーダー養成による円滑な地域農業の継承は喫緊の課題でありますので、まずは県の経営塾活用と町単独の具体的施策を推進することとし、ご提案をいただいた産官学連携による養成塾の創設につきましては、今後の検討課題と捉えさせていただきます。

経営継承に関する税制上の現状につきましては、まず、農業経営者が農地を生前贈与する場合は、農地法第3条による許可が必要となります。近年では、認定新規就農者が経営開始型の青年就農給付金を受給するには、受給者本人が農地の所有権を持つことが必要な要件となることから、親から生前贈与を受けて営農する方もおられますので、随時相談に応じております。

農地の贈与を受けた場合には、主に相続時精算課税制度や生前贈与の納税猶予制度があり、要件を満たせば税の猶予が受けられます。相続時精算課税制度は、親から子の世代へ贈与をスムーズにすることを目的につくられており、農地を農地として継承していくための制度であります。また、生前贈与の納税猶予制度は、農業を営んでいる人が農地等を一括贈与した場合に、贈与税の納税を猶予する制度であります。

相続税、贈与税は、農地のみならず、その他の資産であります農業用施設、宅地、建物、山林、預貯金等の総財産に対し課税されるものであり、個々の状況が異なりますので、農業委員会では、相談いただいた際は、必ず税務署と事前相談の上、手続きされますよう指導しております。また、農地の相続につきましては、死亡届の際、チラシを配布し、相続後速やかに農業委員会で手続きされますよう周知するとともに、町ホームページにも農地の相続の届けについて掲載しております。

次に、返礼品競争に見直しはあるのかについてであります。ふるさと寄附金管理事業につきましては、ふるさとや地方のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度の税制改正によって創設された寄附制度であります。創設以来、全国的にもその実績は着実に伸びており、本町においても例外ではなく、平成20年9月29日に川西町ふるさとづくり寄附条例を制定して以来、平成28年度末までの9年間の総額といたしましては3,217件、7,594万円の寄附をいただいたところであります。

特に、平成28年度におきましては、手続が簡素化されるクレジット決済の導入、本町の特産品を活用した70品目を超える返礼品の拡充、さらにはふるさとチョイスといったポータルサイトを活用したPR効果も影響したことが要因となり、寄附額が大幅に増加し、最終実績は2,043件、5,820万円の寄附となったところであります。

本制度の活用によって地場産品の開発と販路拡大を図るなど、本町の主要課題である所得の向上に大きな効果を上げるとともに、川西ファンの拡大に大いに結びついているものと認識しております。

しかし、一方では、議員がご指摘されましたように、一部高額な返礼品により寄附を募る返礼品競争が進行していることに対し、私は本来の趣旨からかけ離れたことであり、課題であると認識しております。総務省からは、平成29年4月1日及び5月24日付通知により、返礼品割合を3割以下とすることや、返礼品の価格等の表示を行わないこと、金銭類似性の高いものや資産性の高い返礼品は送付しないことが求められております。

このような一部の事例に対する批判や制度自体への議論が出される状況の中、本県吉村知事は5月23日の記者会見において、本制度の趣旨に沿った良識の範囲内であれば、3割以上の返礼品も問題はないとの認識を示しており、また、本制度自体も発展途上にあり、そのうちの一部の事例をもって制度変更や規制を議論するよりも、ふるさと納税制度の理解者をふやし、制度利用の裾野を広げることが必要と発言されております。

本町の返礼品割合につきましては、寄附金の額を1万円以上3万円未満まで、3万円以上5万円未満まで、5万円以上10万円未満まで、10万円以上の4ランクに応じて返礼品を設定しており、送料を含み、それぞれの区分の最低金額の3割から5割程度の返礼品としております。また、返礼品としては、米沢牛肉、米、地酒、本町施設の宿泊利用券や電化製品を含む特産品となっております。

置賜管内の市町におきましては、1町を除いては全ての市町で5割程度の返礼割合となるなど、総務省の通知に該当する返礼品の送付を行っておりますが、現時点では、返礼品の見直しの検討は行っているものの、県や県内各自治体の動向を注視しながら、実施の是非や時期、見直し内容を明確に示していない状況となっております。

本町の今後の対応につきましては、総務省通知の趣旨を十分踏まえ、寄附額の下限を引き上げ、返礼率を3割以下とする等の検討を行いながらも、その実施に当たっては、県及び置賜管内の自治体の動向を注視し、足並みをそろえてまいりたいと考えております。

また、本町の返礼品は、地域資源の活用と本町産品のアピール及び集客に資するものであ

り、事業者と行政が連携し、知恵を絞り構成してきたものであることを踏まえ、引き続き魅力ある返礼品の開発に努めながら、本町の産業振興発展に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域外の方からの応援してもらえる地域活性化の取り組みはについてであります。ふるさとづくり寄附金の活用につきましては、ふるさとづくりに資する事業として、川西町ふるさとづくり寄附条例第2条に規定いたしました。①幸せ健康、元気づくり推進事業、②次世代を担う子ども育成事業、③歴史、文化の継承発展事業、④環境保全及び景観維持、再生事業、⑤自治の醸成及びコミュニティ推進事業、⑥地域間交流推進事業の6つの事業を設定し、本町活性化を目的とした各種事業に取り組んでいるところであります。

平成27年度までふるさとづくり基金に積み立てました積立金のうち、518万円の主な事業の目的別充当状況につきましては、中学校体育音楽振興事業に214万円、小・中学校図書整備事業に82万円、幼児施設備品整備事業に65万円など、主に次世代を担う子ども育成に関する事業に充当したところであります。

また、平成28年度に積み立てました5,820万円につきましても、若者向け住宅支援事業に320万円、三世代同居支援事業に400万円、学区再編整備事業に508万円、小・中学校及び幼児施設等の備品整備事業に214万円、定住移住促進整備事業に550万円など、次世代を担う子ども育成に関する事業のほか、かわにし夏まつり実施事業に400万円、高齢者賀寿事業に157万円を充当するなど、本町の主要事業を展開するために有効に活用してまいります。

今後とも、寄附をしていただきました方々の意に沿うよう、ふるさとづくり寄附管理事業の推進を図るとともに、本町の魅力を高め、より一層の川西ファンの拡大に努めてまいります。

次に、地方創生人材支援制度の導入についてであります。この制度は、内閣府まち・ひと・しごと創生本部が平成27年度から運用を開始した制度であり、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣し、地域に応じた処方箋づくりを支援する制度であります。

この間、全国では、平成27年度は65市町村、平成28年度は58市町村、平成29年度は55市町村が制度を活用しております。県内では、平成27年度に寒河江市、28年度に上山市、村山市、長井市、平成29年度は米沢市、新庄市、寒河江市、小国町が制度を活用し、地方創生の取り組みに対し、支援を受けております。

議員ご指摘のとおり、本町では、課題である人口減少、少子高齢化の対応に向け、総合戦

略及び未来ビジョンに掲げた各施策の確実な推進が求められております。とりわけ、役場庁舎の改築整備やメディカルタウン構想の推進など大型プロジェクトを計画している中にあり、専門的知見を有する人材の確保が重要と認識しております。

本町の職員構成においては、専門的知見を有する職員は限られている状況にありますので、制度の活用について、組織や人事とあわせて前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、伊藤寿郎議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 私のほうから再質問をさせていただきます。

答弁事項、1ページからですけれども、農業人材育成について何点かお尋ねします。

新規就農者が参入しやすい環境整備、また経営確立がイメージしやすいモデルケースの提示についてお尋ねします。

現在、当町でのこういったモデルケースの提示はあるのかどうか。モデルケースを推奨するなど検討される中で、マスタープランを見ますと、29年から31年までに年次計画が上げられていますけれども、現状をちょっと教えていただけますか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 ただいまのご質問であります。モデルケースいろいろあるわけですが、新規農業者の状況、それから就農の形態等をいろいろご相談申し上げながら、モデルケースを作成していくということでございます。

また、マスタープランのほうでモデルケースをつくっていくというこれからの課題でございますけれども、本年度からマスタープランを具体的に施策進めておりますので、これからモデルケースを作成していくという内容になります。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

続きまして、1ページの、私の質問事項の中にグローバル化を見据えてのGAP、HACCPの導入についての、これからの導入をどうするかについて質問しておりますが、町長の答弁ではこのGAP、HACCPの件については触れていなかったんですけれども、農水省では、農業生産工程管理、こちらGAPの実践や認証取得を推奨しております。輸出拡大や人材育成、農業の競争力強化に極めて重要としておりますが、当町での導入経営体はあるのかどうか。また、今後の取り組みがあるのかどうか。また、全国的にも農林高校のGAP

取得を推進されていますが、県立置賜農業高校のGAP推進に関してお尋ねします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 これから東京オリンピックを控えながら、グローバルスタンダードになりますGAPの取得というのは、農業者にとっては喫緊の課題というふうに捉えております。

農協さんのほうも、JAさんもJGAPの取得に向けて本格的に始動するということを伝えていただいておりますし、さらに今回、マスタープランの中にも入れておりますけれども、GAP、さらには有機認証などについて研究していくということで捉えておまして、そのアクションプランを作成するに当たりまして、国や県のほうからも全面的に川西町の取り組みに支援をすると、指導していただけるということでございますので、積極的に取り組んでいく予定でございます。

また、GAPについては、これは生産工程過程でありますので、ただ単に農業者がみずから努力するだけではなくて、例えば製造業の皆さんの取り組みなどで生産工程管理をされている事例などもあるわけでありますから、やはり横展開といいますか、製造業との学習会などをさせていただきながら、みずからそれを学ぶというような機会なども可能性があるのかなというふうに思います。

さらに、置賜農業高校につきましても、青森の農業高校がGAPを取得して、そして海外にその商品を、リンゴだったと思いますけれども、中心にしながら販売をするというような事例が、報告といいますか、研究発表されておまして、置賜農業高校の中でもGAPの取得というのは大きな課題として捉えておられまして、その取得に向けて準備をされているというふうにお聞きしているところであります。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ぜひGAP取得のほうに推進、よろしくをお願いします。

続きまして、農業移住ということで、若い世代の農業後継者が暮らす、広くて住みやすい農家住宅というふうな位置づけをされているようですけれども、農家住宅の整備や促進が各自治体ごとで支援する制度が今出ておりますけれども、当町の「仕事と予算」の24ページにあります新規就農者総合支援事業の中の、④住宅支援を読みますと、町外からの新規就農者または研修生で、町内の賃貸住宅に居住している方への家賃助成、自己負担額の2分の1または1万円のいずれか低い額、期間が認定期間中3カ年ということで、こちらの利用者数、支援されている件数も出ておりませんし、実際利用件数がこういった農家住宅に該当するものかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 昨年の実績でございますが、支援した件数につきましては2件ということで、支援の総額は46万円ということでございます。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 そちらは、2件は地域おこし協力隊で、農業分野で活躍されている方なんでしょうか。それともまた別な新規の方でしょうか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 そのとおりでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

意外とこの「仕事と予算」で、新規就農者で町外から来られる方が、こういった助成、支援をいただけるという、意外と知らないというか、情報がよく伝わっていないのか、余りお聞きしていない情報だと思いますので、さらに情報の展開のほうをよろしくお願いします。

続きまして、(2)にあります農作業負担軽減の項目で再質問させていただきます。

私、アシストスーツについて質問いたしました。高齢者の方は、結構20キロのコンテナを持ち上げるのは、10年前、20年前は楽々に持っていたものが、今はもう持つのが、コンテナ重いわ、もうやめるかというふうな感じの方もいらっしゃるようなお話もお聞きします。

アシストスーツを使用すると大分楽なお話を聞いていましたし、大変な田植え作業も、GPS機能がついていて、まず真っすぐ広い圃場でも運転できて、もし機体が傾いたりすると、そこでエンジンがとまるとか、そういう安全性も備えられているわけですけれども、町の支援は、そのアシストスーツ関係に関しては町の支援はないとの答弁をいただきましたが、何とか作業負担軽減の手だてになるようなものがあるかどうか。

これもまたマスタープランのほうの11ページをみる見てみましたが、内容としまして、農業所得の向上を目的として新たな作物の導入や新技術の習得など、チャレンジや研修に対する支援を行いますということで11ページにありますけれども、こういった項目に、この支援するものに該当するかどうか、お聞かせ願います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 国で進めておりますスマート農業の中で、アシストスーツの使用、それから除草のロボット等が話題とされておりますが、アシストスーツにつきましては、価格が2万

円から、動力を使いますと約20万円ほどするというような状況でございまして、それを導入する方が果たしてどのくらいおられるのかということが疑問でありますし、2万円程度のものでもあります、ほとんどゴムでの、ゴムの反力を使った作業軽減ということなものですから、そういうものの導入もいかなものかなというふうに思いまして、補助については今後検討させていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 少しでも皆さんが軽減できるような手だてをよろしくお願ひしたいと申します。

続きまして、生産資材価格について質問いたしました、こちら「川西町の仕事と予算」の中で、助成事業のほう、該当するものがあるかどうかちょっと見てみました。

生産資材に関しては、肥料関係は農家にはすごく結構な金額で使うものなんですけれども、助成事業の中では、25ページに環境保全型農業推進支援事業にて堆肥等の活用での支援はあるようですけれども、一般にほとんどの皆さんが使われているような肥料に関して、化学肥料ですけれども、この支援というのは今までなかったと思うんですけれども、もし堆肥とあわせて肥料をちょっと減少させるような意味も含めての、町としての支援とか補助的なものというのは該当するものなんでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいま紹介いただきました環境保全型農業の推進というのは、玉庭地区の堆肥センターの堆肥の活用を普及、啓蒙し、さらには有機農業など循環型農業を推進するという一環で支援をさせていただいているものであります。

議員から提案いただきました化学肥料等の支援等につきましては、これは経営体としての生産費でございますので、それに直接的な支援するということは今のところ考えておりません。農業分野におきましては、例えば実行組合長さんの手当であったり、地区の推進であったり、営農基金であったりという形で、補助メニューなども含めて、支援を厚くさせていただいているところではございまして、それ以上上回るものについては、経営体として飲み込んでいただきながら経営改善を図っていただくということで、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと申します。

また、質問いただきました、今規制改革の中で議論されております、化学肥料が高いのではないかということについては、私も調べさせていただきますと、韓国等から見れば、同じような成分であっても2倍から3倍程度高いという状況で、この原因は、化学メーカーがや

っぱり小規模で乱立をしていて、だから生産コストが高上りして、結局農家の負担になっているという構造を変えていかなければいけないということで、今議論をされ、法整備もされているところでもありますので、もうしばらくすると、ある意味コストの安い資材等が農家の皆さんに届けられるのではないかと期待をしているところでございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

続きまして、地域経営の次世代の円滑な継承対策についてですけれども、農水省公表の若手の新規就農者の定着率が、平成27年度版の「食料農業農村白書」によると、40歳未満の新規就農者の3割が5年以内に離農しているとの記述がありました。他の産業との比較や現代の若者の就業構造の特徴など、その実態にはなお吟味すべき要素が含まれていると思われるのですが、不本意な形の離農が発生しているとなれば、これを回避することも重要な課題だと思います。

当町の現状、離農されたとか、そういった状況を教えてください。また、もし問題があれば、就農後に生じた問題について、教えだったりアドバイスを提供する仕組みやアフターケアを、町ではどういうふうにして定着率を向上させているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 30年前は私も新規就農でありましたので、いろいろ先輩方にご指導いただきながら、技術なり流通などにご指導いただいて、サポートしていただいて今日があるなというように思っております。そういう意味では多くの先輩方に感謝したいなというように思っております。

新規就農というのは、あの当時からずっと繰り返し、繰り返しあったんですけれども、やっぱり定着しない方というのは当然いらっしゃいます。やはり自分のイメージしたとおりに農業が達成できなかったり、また肉体を使う部分が多いわけですから、全く土地もない、そして資本といいますか機械等もない、技術もない、全くゼロからスタートするというのは、本当にリスクの大きいことでもございまして、それをカバーするのが組織力であったり法人経営であったりという、そういう形で、やっぱり技術をまず身につける、そしてその中で、先ほどから言われているように、経営としてのモデル、こういう形にすると何とか定着できるんじゃないかという、そのモデルケースをつくっていくということが大事なんだろうというふうに思います。

そういう意味で、法人の組織を立ち上げながら、そこで雇用形態を持ちながら技術を身につけて、そして次のステップとして自分で土地を求め、さらにそこで実際に営農するというようなステップがやっぱり必要だというふうに思っております。

町内の中で、そういった形で挫折することのないように支援をさせていただいて、今立派に農家として頑張っている方がたくさんいらっしゃいます。そういった方々を一つの先進事例として、次の新規就農を目指す方々に提案といいますか、情報提供させていただきながら、誤りのないといいますか、しっかりとした足取りがとられるような支援というのが町に求められていると考えております。

特別、離農してということは、余り私自身としては耳に入っておりませんので、今後は安定した経営に結びつけられるように支援を続けていきたいと思っております。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 今後も定着率向上のため、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、(3)にありました継承対策について質問したいと思います。

農業経営の現状、後継者、農地、営農について把握するために、1月26日、農業経営に関するアンケート調査をホームページ上で開示されておりますけれども、そのアンケートで当町の実態がわかったという感じですが、その結果と今後の当町の農業のあり方を、この3月にこちらの川西町農業振興マスタープランは、本町の未来へつながる一歩だと確信しております。ぜひ町民の方々の情報の共有と着実な進展が図られることをご期待申し上げますが、今後このアンケートに関して、余りいいイメージはないというか、後継者も少ない、これから継続されるかどうかわからない、しないというアンケートの内容を見ますと、こういったマスタープランができて、これから施行される中で、またさらに余り暗いアンケート結果も望みたくないところなんですけれども、その都度、例えば次年度だったりとか、中期的にこのマスタープランに沿っていった中の、今後のアンケート調査とか報告というのは、今後もあるんでしょうか。お聞かせください。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 実態を把握する意味でアンケート調査をさせていただきました。先ほどありましたように、町で主体的に担っていただいている方が60歳代を中心とした方々でありますので、10年後、20年後、どういう形で営農が継続できるかということについては、やはり逆の面で言えば、将来やっぱりしっかりとした農地を守るためにどんな形態が必要なのか。人・農地プランの中でもいろいろ議論していただいているわけでありまして、その中で、意欲のある方、

そして将来しっかり経営を継続できる方を中心にしながら、集落営農であったり法人組織であったりというものを形成していただく。そして、そこに新たな人材が確保されるということが理想でありますので、その理想に近づけるためにも、課題をしっかり捉えていくということになるのかなというふうに思っております。

そういう意味では、今後も、そういうアンケートも継続的にとるということも大事でありますし、新たな視点でのアンケートというものも求められていると思いますので、基礎、ベースとして今回とらせていただいたということを踏まえながら、今後とも将来を見据えて計画づくりに努めていきたいと思っております。

もう一方では、私、今川西町の農家の中で、20代から30代の人たちが本当に意欲的にさまざまな農業に取り組んでおります。彼らを見てみると、川西町の農業というのはまだまだ頑張れるなという思いをしております。彼らがかじけないように、さらにしっかりとした経営体に発展できるような支援というのが大事ではないのかなというふうに思っております。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

続きまして、ふるさとづくり寄附制度について再質問させていただきます。

6月6日火曜日ですね、農業体験絶対いけるということで、山新さんいらっしゃいましたけれども、山形新聞の記事で、高畠町馬頭の農家猪野さんが交流人口への奮闘ということで、今度ふるさと納税返礼品として農業体験をされている記事が出ておりました。

当町でも、えき・まちネットこまつ農村と都会の交流招待券という返礼品がございまして、こちらは記事にはまだなっていないようですけれども、反響とか情報の提供なんかはどうなされていますか、お聞きします。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 返礼品の中に、えき・まちネットこまつファンクラブの集いということで、農村と都会の交流という招待券がございまして。ちょっと私もちょっと資料をお持ちしておりますが、参加人についてちょっとここではちょっと把握しておりませんのでお答えできません。申しわけございません。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 さらに、今回のふるさとづくりの返礼品の3割引き下げになる該当する商品はあるのかどうか。逆に人気がある商品、寄附金のちょっと資料を持ってきましたけれども、何か置農さんの女子のグループのものが人気だというお話もさらっと聞いておりますけれども、そ

の人気の商品と、特産品の選ぶ検討方法はどのようなふうにされていますか。お教えてください。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 返礼品のランクにつきましては、先ほど回答させていただいたところでございますが、その最低価格の、郵送料込みで3割から5割ぐらいまでの価格で設定になってございます。人気商品につきましては、米沢牛からの肉、それから米、酒等が上位3の返礼品かと思っております。

返礼品の選定方法でございますが、地場産業のもの等とか米沢牛、あるいは川西産の米ということで選定をさせていただいております。

なお、これから商工グループのほうで企業訪問もするわけでございますが、それに6次産業グループのほうからも、ふるさと寄附金の返礼品になるものの商品の発掘等とか聞き取りをしながら、返礼品の品ぞろえをふやしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ホームページ上でふるさと納税の返礼品を閲覧することができますけれども、以前も画像の商品の見えがよくなかったり、わかりづらかったりするので、できれば手直しをお願いしたと思っておりますけれども、改善はいつなされるのか。また、米沢牛の人気があると思っておりますけれども、品切れ中というのがいつまでも表示がずっと続いているんですけれども、その品切れ中になる、続いている要因と、今後はどのようなふうに対応されるか教えてください。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 写真につきましては、画像を再度見直しながら、画像の修正、訂正をしていきたいというふうに思っております。

また、品切れにつきましては、再度確認をしながら、解除になったものについてはすぐ解除をするようにということで、これから修正、訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 伊藤寿郎君。

○1番 ありがとうございます。

最後になりますが、町長の答弁の中で、私が任務しております川西町認定農業者の会をお褒めいただきましてありがとうございました。これは僕が頑張っているわけでもなく、今までの先輩方と皆さんが築き上げ、町当局もしっかり取り組んでいたおかげだと思います。会

員ともども、川西町350経営体ありますが、皆さんを初め、川西町の農業者が未来ある川西町を守っていく希望が持てた一般質問でございました。ありがとうございます。

私事ですが、亡き父の言葉で、米づくりは人生そのもの、赤字が続いたからやめる、黒字だからもうしばらくやってみるとか、米づくりもそれと一緒に。春になれば芽出しを行い、田を起こして苗を植え続けました。しかし、田に苗を植えなくなったときが、農業というよりも川西、いや日本全体が終わってしまう気が何か近いような気がする。そういう思いもあります。

町策定の農業振興マスタープラン、また、かわにし未来ビジョンが川西町民の未来のかけ橋になることを今後も強くご期待申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 伊藤寿郎君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。

(午後 1時59分)

○議長 会議を再開いたします。

(午後 2時00分)

○議長 第4順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

6番橋本欣一君。

第4順位、橋本欣一君。

(6番 橋本欣一君 登壇)

○6番 議長宛てに通告のとおり、質問をいたします。

私からは、国民健康保険の都道府県化、統一化による保険料の問題などと、教育勅語について質問をいたします。

初めに、国民健康保険の都道府県化です。

平成30年から県が国保の保険者となり、市町村の保険行政を統括、監督する仕組みが導入されます。当初、国保財政は県に移管、市町村は保険料の徴収や給付が主な業務となり、保険料も平準化され、一定額になると理解をしておりました。平準化により、保険料の高い市町村は安くなり、安いところは高くなるなどと言われておりました。また、高い保険料負担の軽減のための一般会計からの援助ができなくなるため、財政的な運営がどうなるか不安視

されておりました。しかし、いつの間にか県内統一化、一本化から、県と市町村の共同事業という名称に変わり、市町村の役割は、いわば単に県の出先窓口だけではなくてきたようです。

厚労省によれば、国保財政の流れは、1、県が国保事業に必要な費用を納付金として割り当て、市町村が住民に賦課、徴収し、県に納付する。3、県が納付に必要な財源を交付金として拠出するという流れになるとあります。

町が決定する保険料は、県への納付金の額次第となります。納付金の額は、町の医療費水準、被保険者の所得水準、被保険者数を指標に県が算定するとあります。町の医療費水準は、高齢者数で大きく変わり、年齢構成の相違による差を事前に調整した年齢調整後の医療費水準を指標に、納付金に負担額を直接反映させ、医療費給付がふえれば保険料負担にはね返るといえるものであるといえます。高齢化率が徐々に進み、高度医療の受けやすさによる医療費給付の大きな当町では、保険料は相当高くなると思われれます。保険料を試算した山形市では、現行の16%アップという数字が出ております。

国保は、国民の生存権を保障する社会保障制度の根幹をなす制度です。近年の医療技術の高度化、加入者の高齢化で、歳出は急激に増加し、一方、歳入は、地域経済の低迷と非正規労働者の増加等で保険料収入が低下し、国保会計の悪化で、市町村は常に国保料の引き上げか一般会計からの援助の必要を迫られ、援助する市町村が大幅にふえてきた経緯があります。被保険者にとって保険料の設定が一番気になるところです。設定次第では、財政援助も含めたパブリックコメントなども必要になってくるのではないのでしょうか。

現時点での県からの納付金と標準保険料率はどのようなになっているのか、そこから算定される国保料はどのような金額になるかをお聞きします。

また、全体での国保の都道府県化により大きく変わる点などを含め、住民周知などの進め方を質問いたします。

次に、教育長に質問いたします。

森友問題以来注目を浴びる教育勅語の問題です。

学校教育での教材としての使用に関して、政府は適切な配慮のもとでの使用を容認しました。すなわち、教育委員会が使用を決定すれば、教育勅語が、例えば来年から始まる道徳の教科で教えることとなるわけです。戦後の教育勅語排除、失効の国会決議に反します。さらに、最近大臣から出てくる、部分的には真理もある、部分的真理論ということで、それも否定されており、現在に生き返らせては絶対いけないものです。

道徳の教科化では、学習指導要領の中では4視点に基づく20前後の項目を挙げています。感謝、礼儀、友情、信頼、家族愛、生活の充実など、テストを行い、採点評価し、成績をつけるようですが、これらの項目は価値観によってさまざまな評価があり、画一的に評価し、点数をつけるのですが、そこには個性の尊重、権利などが損なわれる危険性があります。教育勅語に関する認識と、道徳教科の基本的な進め方について質問いたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、保険料の設定についてであります。まず、新制度について簡単に説明させていただきます。

平成27年5月の持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立を受け、平成30年度から、国民健康保険制度は県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や事務の効率化、標準化、広域化等の国保運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ることになります。一方、市町村は地域住民との身近な関係の中で、資格管理、保険給付、保険料の決定、賦課、徴収、保健事業など、地域における事務を引き続き担うこととなります。

ご質問の納付金と標準保険料率につきましては、県が保険給付費の見込みを立て、その保険給付費に対する国などの財源である公費等を差し引いた額を保険料収納必要額として算定し、その必要額を市町村ごとの被保険者数、世帯数、医療費水準、所得水準を考慮し、各市町村に納付金として配分することになります。また、この納付金を保険料として集めることができるであろう保険料率として、市町村規模ごとに設定された標準的な収納率を用いて標準保険料率を算定し、各市町村に対し提示することになります。市町村は、県から提示された標準保険料率を参考とし、納付金を納めるために必要な保険料収入が得られるよう、実際の保険料率を定め、保険料を賦課、徴収することになります。

これらを踏まえ、平成29年2月に、県から今後の負担のあり方について検討を深めるため、現行制度を前提に一定の条件のもとでの試算が示されましたが、本町の納付金の試算額は5億3,408万円でありました。また、同時に県から示された標準保険料率につきましては、医療分では、所得割が7.49%、資産割が39.90%、均等割が2万4,710円、平等割が2万9,665円で、後期高齢者支援金分では、所得割が1.95%、資産割が9.69%、均等割が6,712円、平

等割が8,620円で、介護納付金分では、所得割が1.35%、資産割が12.69%、均等割が9,454円、平等割が5,516円でありました。この県から示された数値をもとに本町における国保税額を試算したところ、現状の保険税額とほぼ同じとなる見込みでありました。

次に、進め方と変更点についてであります。国保の都道府県単位化で大きく変わる点が2つあります。

1つ目は、県単位化されることで財政規模が大きくなるとともに、国からの財政支援が変わることで財政運営の健全化が図られることとあります。これまで本町における国保事業特別会計の財政運営は、公費と保険税収入では足りず、基金からの繰り入れにより事業運営を行ってまいりましたが、平成30年度以降は安定的な財政運営となり、持続可能性が高まるものと考えております。また、事務の効率化、標準化、広域化等につきましても、県の指導等により改善されるものと期待しております。

2つ目は、高額療養費の自己負担限度額についてであります。現在は他の市町村に転出した場合は通算されませんが、平成30年度以降は、県内の住所異動であれば通算されることとなり、被保険者の負担軽減が図られることとなります。

また、平成30年度から保険者努力支援制度が新設され、医療費適正化等に関する保険者としての取り組みに対し、国が一定の指標に基づく評価を行い、財政支援が行われることになりましたので、これまで以上に健康づくりや元気な地域づくりを進め、財政基盤の安定化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のように、国保制度の運営につきましても、変更される部分もありますが、住民の皆様から見た変更点は非常に少ないものであります。このようなことから、住民周知に当たっては、平成30年度からの運用が問題なく順調に開始できるよう、県の事務作業の進捗等に合わせ、国保運営協議会や議会においてご説明し、ご意見やご指導をいただくとともに、適切な時期に町報への掲載や被保険者への通知などを行ってまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小野庄士君。

(教育長 小野庄士君 登壇)

○教育長 続いて、私から橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育勅語の認識についてであります。「教育ニ関スル勅語」いわゆる教育勅語は、1890年、明治23年に大日本帝国における国民道徳の基本と教育の根本理念を明示するために発布された明治天皇の勅語であります。その趣旨は、家族国家観による忠君愛国主義と

儒教的道徳であり、忠君愛国を国民道徳として強調し、学校教育において国民に強制され、天皇制の精神的、道徳的支柱となったものであります。

1947年、昭和22年に現在の日本国憲法が施行された後、衆議院及び参議院の双方において、神話的国体観、主権在君を基本とする教育勅語は民主平和国家、主権在民を基本とする日本国憲法に違反しているとみなされ、参議院では憲法の最高法規制を規定した日本国憲法第98条に基づいて、また衆議院では教育基本法が施行された結果として、教育勅語は既に失効していることが確認され、それぞれ教育勅語等排除に関する決議と教育勅語等の失効確認に関する決議により、1948年、昭和23年に廃止が決議されました。

本年3月に、教育勅語に関して、憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではないとの答弁書が閣議決定されました。本職は、これまでの廃止に関する決議等を踏まえ、教育勅語は廃止が決定されたものと認識しておりましたので、今回の閣議決定には大変困惑したところであります。

本町においては、これまでも中学校の近現代の歴史学習の資料として教育勅語を使用するということはありますが、このたび、改めて国で閣議決定されたという事実を受けとめ、今後、国及び県の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、道徳教科についてであります。道徳教育の位置づけについては、1958年、昭和33年に道徳の時間が特設されて以降、国においてもたびたび議論されてきたところであります。

これまで、学校教育における道徳は教科外の活動と位置づけられ、教科書がなく、評価も行われておりません。一方、近年全国的に大きな問題となっているいじめや、社会におけるルール違反やマナーの低下等は、まさに道徳観の低下から生じているものと考えられており、道徳教育の重要性が高まっていることから、平成30年度より特別の教科として位置づけられ、教科書を用いて授業を行い、成績評価も実施されることとなりました。道徳の教科化は、答えが一つではない課題に対して子供たちが向き合い、考え、議論する道徳教育へ転換を図るものであります。

道徳科は、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることを目標としています。

また、具体的な評価方法については、現在文部科学省において検討中ではありますが、5つの基本的な方向性が示されております。

1つ目は、数値による評価ではなく、記述式であること。2つ目は、他の児童・生徒との比較による相対評価ではなく、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめ、励ます個人内評価として行うこと。3つ目は、他の児童・生徒と比較して優劣を決めるような評価はなじまないこと。4つ目は、個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行うこと。5つ目は、発達障害等の児童・生徒についての配慮すべき観点等を学校や教員間で共有することです。

以上のことから、議員が危惧されております画一的に評価し、点数をつけるという方向ではありませんし、また、個性の尊重、権利などが損なわれるということが生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○6番 それでは、私から、まず国保の問題について質問させていただきます。

当初、さっき述べたように、広域化というのは市町村の事務負担が軽減されるのではないかなど、こういうふうに私は思ったんですけども、結局、財政面を県が握って、あとは、市町村は今までどおりだったと。何のための県の統一化かなというふうに私は、もう結果というか、思っているんですけども、例えば首根っこを握られて、あとは納付金を請求されて、市町村が払っていくというような形になるのかなというふうに思っているんですけども、県への納付金というのは、当然100%支払いをしなければいけないという形になるんですけども、収納率で言えば100%になっていないわけですけども、その部分、八十何%でしたか、収納率、その差額というのはどのような形で埋めていくのかなというふうに思うんですけども。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 まず、我々、私もそうなんですが、町村会で要望してきた内容、国保の一本化というのは、安定した医療給付ができるように財政の基盤を上げていくと。後期高齢をイメージしているわけでありまして、安定した財政基盤を確立するには、保険料も県一本になって、そして持続性の高い運営を担っていくという意味では、県が主体的に保険者になっていくということで提案をしてきたところであります。

ただ、個々の保険者の実情を見ますとさまざま課題もあります。収納率も、都市部ですとやっぱり80%台に落ちます。川西町は今94%をキープしているところでごさいます、その部分では、さらに98、99という県内でも収納率を誇っている自治体もあるわけでありまして、

収納率の差というのが大きかったのかなというように思っております。

そういうこととか、あと医療の偏在性、こういったところが加味されまして、医者にかかりやすい地域と、なかなかお医者さんと遠い地域では、医療の給付の額が差があるというようなこともありまして、課題が残ったところであります。

私は来年スタートするのを第一歩としながら、やはり制度が動き出せば必ず標準化、平準化していく時期が来るだろうというように思います。聞くところによりますと、全国の中では一本化をしている県も生まれてくるということでもありますので、そういった先進事例をやっぱり県としても取り入れていただくような活動、運動も必要なのかなというふうに思っております。

収納の実動については課長のほうから、島貫会計課長から答弁をさせますので、よろしくをお願いします。

○議長 島貫税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 収納率の関係でございますが、平成28年度の収納率につきましては、94.45%という収納率になってございます。ここ近年の収納率を見ましても、おおむね94%前後を推移しているという状況でございます。県一本化ということになりましても、引き続き収納率維持に向けて努力をしてみたいというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 国保は、以前は農業者が中心、自営業者が中心だったということで、職業構成がそういう状況だったわけですがけれども、現在では非正規の方が多くなっている。いわば低所得の方が構成比率としては多くなってきているわけで、収納率自体はこれ以上上がらないんじゃないかなと私は想像して、むしろ下がる方向じゃないかなと思っているんですけれども、いずれ収納率向上という部分では、収納を上げるためにいろいろな手法を、今度は行政が扱うわけで、悪意を持って保険料を支払わないというよりも、支払えない方のほうが多いわけで、その方に対して収納を強化するということは大変酷なことじゃないかなと、こう思うんですけれども、それを無理しても収納率というのは決して上がらないと思うんですけれども、課長がせっかくお答え願ったので、課長から収納率の向上について、ぜひアイデアがあれば。

○議長 島貫税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 なかなか今、経済状況、生活環境などを見ますと、全ての方がこちらからお願いをした税額、満額を納めていただけるという状況ではないということは私どもも十分承知をしております。ただ、やっぱり国民の義務として、お願いをする、課税を

する場合にはそれなりの根拠を持って課税をしているわけですので、できるだけ納めていただきたいというのは私としても強く思っているところですので、それに向けてさまざま努力をし、昨年度からはコンビニ収納なども導入をして、できるだけ収納率を維持できるようにという努力をしてまいりました。ただ、やっぱり100%というのは現実的にはなかなか難しい話だとは思っております。

この国保については特別目的税でございまして、納めていただいた税の中からこの制度を運営していくということになっております。その事業設計につきましては、当然、収納率も加味をしていくということになります。そうすると、これから時代の推移に伴いまして収納率がなかなか上がらないという時代になりますと、その下がった、下がっていく収納率を加味しながら制度設計をしていくということになると思いますので、それは今後の社会情勢を見ながら的確に判断をしていくべきだろうというふうに思っております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 ということは、収納できない部分、例えば90%として、残り10%を払っている方の集金で、それで支払っていくという形になるというふうに理解するのでしょうか。どういうものなのでしょうか。

○議長 島貫税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 国保制度自体の制度設計については、我々税の担当のほうでは直接担当しておりませんので、収納できなかった部分をどのような負担で制度設計を立てていくかということについては、その制度の担当課のほうからお聞きを願いたいと思いますが、できるだけ真面目にといいますか、一生懸命納めていただいた方に損のないようにしていくべきだろうというふうには思っております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 余り収納のほうに話をするつもりはなかったんですけども、今度の統一化の制度設計の中ではいろいろな評価があって、収納率なんかもポイント制とか点数制度で、国が、県が評価するというような方向であるというふうに聞いておるんですけども、標準保険料というものが示されながら納付金を算定するということですけども、川西町の場合は公立置賜総合病院があるということで、先端医療にかかりやすいとか、比較的先端医療に接しやすい機会が多いわけで、医療費自体が高くなっているというのは以前から指摘されておるわけで、こういった部分での給付費がふえる部分について、いずれ指摘が来るのではないかなと、こういうふうに思うんですけども、町長、いかがですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先ほども答弁させていただきましたけれども、県から示された納付金に合わせる標準の納付額については、今の現行の基準でいくとほぼ現行水準を保つことができるということでありまして、今後、医療環境に恵まれている本町で医療給付が伸びるということが前提となれば、それは当然保険料に反映されるということになりますので、今回、努力義務と申しますか、努力したところにはインセンティブを与えるという制度も生まれておりまして、特に健康増進にかかわる保健事業などについて積極的に取り組んで、医療費の抑制を図るということに対するインセンティブも与えておりますので、そういった観点からも、町民の健康増進などに積極的に取り組んでいくべきだというふうに捉えております。

言ってしまうと、医療給付分の水準は県でも上位でありますけれども、保険料の負担も上位というところでありまして、一般会計からの支援等については、ルールに従った部分でしか今までしてこなかったということが反映されているのが現況でありまして、一般会計から多く支援していたところについては、やっぱりそれが外れると大きな負担増に見えるような形になるのかなというふうに捉えてございます。

足りないところは淀野健康福祉課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 では、町長の回答に、若干もう少し説明を加えたいというふうに思います。

最初の質問が、高額医療、医療費の高額化について県から指摘をされるのではないかと申します。国保制度は保険制度でありますので、みんなで支え合うという制度が趣旨があります。それが県単一化となったときに、各市町村がそれを分け合うと申しますか、分かち合うという関係がありますので、そういったことからすると、保険税を下げ、医療費を下げていくという効果はほかの他市町村にも及ぶということになりますから、その努力義務というのは求められてくるというものはあるかもしれません。

その一つの方法として、町長が申し上げました保険者努力支援制度というものが新たに創設されます。その制度については、既に27年度から試験的に施行されておるものであります。その中に、医療費の適正化を進めていくという項目などもあったり、あるいは、先ほど来質問がありました収納率の問題なんかについても、その努力支援制度の評価対象となっているところでもあります。そういったものについては、それぞれの市町村で努力をしていって、その上で積み重なったものが県単一化というか、になって、県全体の保険料にはね返っていくという考え方でありまして、本町だけではなくて、参加している全市町村がその義務を負

うということになろうかと思えます。

○議長 橋本欣一君。

○6番 保険者努力支援制度については、先ほど言いました点数制度ということで、それぞれに何点、何点ということで、保険者の努力を国が評価するというような形で、試験的に既にもう調整交付金の配分については傾斜配分にしていくということで、実際、川西町の場合はどういった配分になっているというか、金額を言われてもわからないんですけども、何%だろうとか、努力がどのように評価されているかという指標があればお示しいただきたいと思えます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 平成28年度の結果が出ておりまして、それを見ますと、いろいろな指標があって、その積み重ねで、1人当たりの補助金額に直したもので比較いたしますと、川西町は山形県内で10番目となっております。置賜の中では、白鷹町に続く2番目の高い評価を受けているところであります。

このようなことで、本町が取り組んでいるものについては一定程度評価されているものと評価し、今後ともこういったものについて努力をして、保険税をできるだけ安くするといえますか、そういったものに寄与するといえますか、そういったことに努めていきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 評価の観点なんですけれども、医療費削減の努力が評価されたのか、あるいは収納率向上で評価されているのか、どの部分で評価されているのか、個別にはわかりでしょうか。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 今回、28年度の中身について、もう少し詳しく述べさせていただきますと、まず、特定健診の受診率であります、これは4つの段階のうち3番目であります。それから、特定保健の指導実施率、これは上から2番目でございます。それから、メタボリックシンドロームの対策については4つある項目の上から2番目、それから、がん検診については2つの組み分けがあって一番上です。それから、歯周病疾患についても同じく一番上になります。それから、健康の予防の取り組みについては、これも一番上の点数をいただいております。それから、重複服薬についても一番上という項目があります。それから、後発医薬品のジェネリックについても一番上ということになっております。そのような状況で評価を受けているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○6番 相当の努力というのはなされていると思うんですけども、一番点数が高いのは、収納率の向上が私の持っている資料では100点中40点を占めるというような状況で、収納率というのはどういうふうに理解していいのかということで、決して、やっぱり先ほど申し上げましたように、悪意を持って払わないのではなくて、やっぱり払えない方が徐々にふえているということなものですから、収納については十分な配慮をもちながらの収納というものを目指していただきたいと、このように思っているところです。

国保については、結局大規模化、県の統一化になって、国の補助も出てくるということのようですけども、結局、今まで市町村が法定外で負担していた金額、保険料引き下げのために負担していた法定外の支出の総計と国が大体支援する金額というのが、似たような金額になってくるということで、これから市町村が、もし一般会計からの繰り入れしなくなった時点でどうなるのかなと私は疑問に思うんですけども、川西町、保険料高い部分でありますので、国は決して法定外の支出をするなというような方向ではないようです。これも考えていただきながら、保険料の軽減、これを考えていただきたいと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは、一般会計の繰り入れに関することでお答えしたいと思います。

議員お話しのとおり、一般会計から繰り入れる市町村はございます。今回、県単一化になることに伴いまして、また議員おっしゃるとおり、一般会計からの繰り入れについて、絶対だめだと言われているものではありません。ただ、国では行ってほしくないと言っております。

それで、どういうふうになっていくかというのをもう少し詳しくお示したいんですが、今回単一化されることによって、議員ご指摘のとおり、保険税が上がったり下がったりする市町村はございます。下がる場所はそれほど影響はないと思いますが、上がる場所についての負担が大きくなるということが考えられます。その際、激変緩和措置として、国のほうから資金が県のほうに来ておりまして、そういったものを使いながらやっていくというのがございます。その激変緩和をする際の計算方式の中に、一般会計からの繰り入れについては考慮しないということになっています。ですから、一般会計から繰り入れしている市町村がもしあって、その金額については考慮されませんから、その分保険税は高くなっていくというふうになると考えられます。ただ、激変緩和措置が全体的に及ぼすところもありますの

で、どの規模になるかはわかりませんが、そのようなことが一つございます。

それから、標準保険料率の使い方は、今まで市町村によってばらばらだったものが、一つの基準によって標準保険料率が出ますので、全市町が比較検討することができます。そうすると、その標準保険料率よりも安い、高いというのが一般の町民の方にもわかるようになります。そうすると、標準保険料率よりも下がるということになれば何かあると。それは、国保ではなくて一般会計の繰り入れから行われているのではないかというのが見える化になるということになりますので、それがインセンティブと働いて、各一般会計からの繰り入れについては出しにくくなるだろうというのが国の説明の中にございます。

そんなこともありまして、その一般会計からの繰り入れについては、今後抑制されていくのではないかとこのように見られております。

本町においては、そういったものをできるだけしないできましたので、そういった影響を受けないで済むということでもありますので、先ほど来申し上げましたように、健康づくり等に取り組みながら、健康な町民を担っていただくとともに、保険税を安くしていくような努力をしていきたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 今、課長がおっしゃるように、見える化ということで、一般会計からの繰り入れを見える化してしまっただけで、逆に目立たせて出にくいようにというのは、いろいろな文献を見れば書いてあるんですけども、やっぱり国保、先ほど言いました職業構成の問題、収入の問題などを含めれば、国保税、本当に年収の1割も払わなければいけないというような状況もあるわけで、これ、やっぱりどこかで改善しなければいけないなという。

そもそもが、国の負担が随分軽くしてしまったものですからこういった状況になっているけれども、いずれ、なかなかこの数字を何%の計算式ですけれども、計算式なかなか出されてもわからないというところがありますので、いろいろ情報を今後ともいただきながら、できるだけ抑えるような方向で、さらには、医療にかからない方向での健康づくりというものもぜひ進めていただきたいと、このように思います。

まだ国保については質問するんでしょうけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きましては、教育勅語、教育関係でございますけれども、教育長、もちろん皆さん、教育勅語については、教育長は教育勅語で教育を受けた年代でしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 先ほども申し上げましたように、失効あるいは排除をされた年が23年でありますので、私は生まれていないということになります。

○議長 橋本欣一君。

○6番 よかったのか悪かったのかわからないんですけども、そもそも失効したものを、官房長官があのような記者会見の中で、亡霊をよみがえらせるようなというか、そんな形で使ってもいいんじゃないかと、否定されることではないという、どういうふうに捉えればいいかわからない。

私は、もう政府が閣議決定によって教育勅語を部分的には使ってもいいというような話で、余談になりますけれども、例えば、私質問の中で部分的真理論と申し上げたんですけども、例えば、これ具体的に言えば、あなたはお父さん、お母さんを愛しなさいとか敬いなさい、兄弟は仲よくしなさい、夫婦は仲よくしなさいというような部分だと思っているんですけども、与党の憲法草案には、夫婦仲よくしなさいというような条項が載るといような話で、夫婦げんかをすれば憲法違反になるという、これ大変なことだなと私思っているんですけども、そこまで憲法に書く必要があるのかという、憲法たるものがどういうものか、与党案としては、余談でございますので、私はそんな見解を持っているんですけども、今後、国及び県の動向を注視し、適切に対応してまいりますということは、導入するというのもあるということにとってよろしいのでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 教育勅語につきましては、私も、失効しているものでありますから、教育の現場でそれを、その中身を教育としてやるなんていうふうなことは、授業として解釈したりしていくなんていうふうなことは頭にはなかったものでありまして、このたびの内閣政府の閣議があるわけでありまして、あの中身についてよく読んでみたのであります。憲法、やはり教育基本法に反するようなこともなければというふうな条件のもとで、使用することもあり得るのではないかというふうな状況の解釈でございまして、では、今後、議員からも出ておりますが、森友のような教育勅語を暗唱させるというふうなことが憲法違反なのかどうか、教育基本法違反なのかどうかなんていうふうなことを、私も法律家ではないのでわからないのであります。その辺のところの議論なども含めていろいろ行われるんだろうと考えると、今後とも注視していかなければならないなど、そんなふうに思った次第です。

○議長 橋本欣一君。

○6番 教育行政独立しているわけですので、教育長の意向というのは非常に重要なことがあ

るわけですので、ぜひ教育勅語を導入しないとはっきり言っていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 議員の思いというのは非常にずしっと来るものがありますが、後から道德の話も出てくるんでしょうけれども、どのような日本国民を育てていくのかというふうな中でいろいろ考えていくわけでありまして、先ほどちょっと紹介がありましたけれども、今の文科大臣も言っているのでありますが、教育勅語を使わなくても、いろいろな道徳的な規律に関するようなことはしっかり教えていかななくてはいけないだろうと思っているのでありますが、教育勅語をどのように扱われていくのかというふうなことは、非常にいろいろ考えなければならぬところがあるなど、そんなふうになっている次第でありまして、ああだ、こうだとは今断定できるものではありませんし、もちろん学習指導要領等が、国の、あるいは県からの指導というのがありますので、そういうところを勘案しながら、川西町の教育は進めていかなければならない、そんなふうを考えているところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○6番 ぜひ使わないでいただきたいと、このように言うておきたいと思えます。

道德教育についてですけども、これも何がいいのか悪いのかというふうなのがわからない世の中の中で、一定のマナー以上のものというものは当然必要なんですけれども、道德教育を教える先生方の教育というのはどうなっているんでしょうか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 これは、この道德という、教科として扱わないでいたときからですから、もう既に50年以上たつわけでありまして、その中で常に研修を深めて、どういうふうに教えたらいいいのかというふうなことで、ずっと国でもありますし、県でもありますし、この町でもやっぱりやってきたという経緯がございまして、先生方に関しましては、研修は十分積んで、なおかつ国の方向というものをしっかりと捉えて授業がなされているというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 森友問題を初め、加計学園の問題を初め、文科省のお役人自体も何を言っているのかわからない状況で、誰がどのように指導するのかも、もう方向性が全然わからなくなっているという状況だなど思うんですけども、そういった中できちんとしたものを、教育というか教科として始まるわけなものですから、一つ、評価し、点数をつける方向ではないという

ことなんですけれども、テストをして評価するというふうなふうに私は資料を読んできたんですけれども、本当なんですかというか。

○議長 教育長小野庄士君。

○教育長 なぜ道德が教科になったかなんていうふうなことと関連があるんだろうと思うのですが、生まれて18年たったときにはもう選挙権を持つと、国の方向性も判断すると、そういうふうな時代でありますので、18歳までに教育では何とか日本国民として育てていかななくてはいけないというふうなことであります。

そういった中で、やっぱりしっかりとものを考えていかなければならないというふうな中でありまして、18歳まで成長する過程が、年齢とともに精神年齢もそれから肉体的な年齢も育つわけでありまして、その育っているのを担任教師はずっと見ているわけでありまして、そこで何も点数でなんかなくても、どんなふうに成長してきたかというふうなことは一人一人わかっているわけです。ですから、テストをせずに、点数をつけずに記述式で、こういうふうなことができるようになったとか、例えば、他人の気持ちを理解することができるようになったとか、そういうふうなことかと思えますし、もうちょっと高い学年になりますと、例えば、杉原千畝という人が第二次世界大戦のときに、リトアニア大使でという云々がありますね。あれについてどう思うかなんていうふうなことで、いろいろな意見が出てくるわけでありまして、全ての意見をよしとして、そしてしっかり論理的に物事を考えられるとか、そういったところでの評価というふうなことです。成長日記みたいな感じになるかもしれませんが、そういうふうな状況でこの評価、道德はするというふうなことで動いております。

○議長 橋本欣一君。

○6番 記述式にするということですが、なかなかこれはわかりづらい。点数にすれば点数にしてはいけないことだし、記述式にする、成長の跡が見えるということなんですけれども、ぜひこれも情報なりをいただきながら、なかなか人を育てるといのは一概に言えないものですから、まして私などはもう知識もございませんので、どういうふうに評価するなどというものも、評価の評価もできないわけなんですけれども、ぜひ生きる力というものを育んでいただきたいなと思えます。

いずれ、実際来年度から教科として始まるわけで、その様子を見ながら私も今後とも質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後 3 時10分といたします。

(午後 2 時 5 6 分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 1 0 分)

○議長 第 5 順位の鈴木清左衛門君は質問席にお着きください。

4 番鈴木清左衛門君。

第 5 順位、鈴木清左衛門君。

(4 番 鈴木清左衛門君 登壇)

○ 4 番 いよいよ一般質問の最後の質問者となりました。どうぞよろしく願いいたします。

私がこのたび用意させていただきました質問の内容でございます。

非常時の備え。

① J アラートの動作について。

② 緊急対応などの最前基地について。

次に、通信環境の整備と展開の 2。

① 高速通信回線の整備について。

② 時代が求める光通信について。

続いて、川西プロジェクト。

① 先進的な田舎についてということでございます。

非常時の備えというところでございます。

① J アラートの動作について。

宮城県大崎市は、4 月 19 日、全国瞬時警報システム、J アラートの機器調整中、ミサイルが発射され、着弾する可能性があるとして防災行政無線で市全域に誤報したのは、市庁舎内だけに放送される 5 分間の試験モードから通常モードに切りかわったのに気づかず、J アラートとの連動試験したのが原因と発表した。市によると、防災行政無線には試験モードと市内一斉に放送される通常モードがあり、試験モードは 5 分経過すると自動的に通常モードに切りかわる。19 日は試験モードから 5 分経過したことに気づかず、市職員らが J アラートと防

災無線の連動試験をして、ミサイル発射情報が市全域に放送された、共同通信でございます、とあり、本町においては、平成27年11月25日にJアラート全国一斉情報伝達訓練が実施され、翌26日の山形新聞に、本町でのトラブル発生状況記事が掲載されました。

記事では、登録制メールが正常に作動しなかったと掲載されましたが、これは、町独自訓練として予定した職員向け登録制メールが送信できなかったものです。その原因は動作設定ミスであり、その後、正常な設定を行いました。実際の災害時には正常に伝達されます。ご心配をおかけして申しわけございませんでした、平成28年町報かわにし1月号よりでございます、とあります。

朝鮮民主主義人民共和国によるミサイルの発射で、日本列島に緊張感が高まっている状況において、システムはしっかりと動作するのか、安心は確保されているのかを伺います。その上で、Jアラートが通報された場合はどのような行動をとれば安全が確保されるのかも伺います。

②緊急対応などの最前基地について。

緊急事態や観光なども含むヘリポートについて伺います。

日本国内において、航空機は、陸上においては空港等以外の場所において離着陸を行ってはならないと規定されていますが、国土交通省や電力会社等の団体による施設の維持管理、警察や消防による捜索、救難活動、ドクターヘリなどの活動、グライダーや軽航空機によるスカイスポーツを行う上で、全ての離着陸施設が飛行場の要件を満たすように設置するには莫大な建設費用及び維持管理の費用を要する。そのため、一定の条件を満たした場所については、国土交通省の国土交通大臣の許可を得ることにより離着陸を行うことができると定められており、これに沿って設置されているのが場外離着陸場である。

場外離着陸場といってもさまざまなものがあり、伊是名場外離着陸場やかつての調布飛行場のような軽航空機の離着陸が可能で、当該離着陸場で航空事業が行われている飛行場類似のものから、グライダーの滑空場、病院や発電所内に設置されているヘリパッド、災害時やドクターヘリによる急患搬送で使用される学校グラウンドや駐車場等も場外離着陸場である。いわゆる農道空港も場外離着陸場であり、正式には農道離着陸場と呼ばれている。厳密には主に災害時に使用され、平時は別の用途で使われる学校グラウンドや駐車場等は防災対応離着陸場と呼ばれており、設置基準がより緩和されている。

使用に当たっては、事前に所轄の空港事務所に航空機の使用申請を行う必要があり、申請を受けた航空機しか使用できない。なお、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察また

は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であって、捜索または救助を任務とするものと、これらの依頼または通報により捜索または救助を行う航空機においては、国土交通大臣の許可を受けることなく必要な場所に離着陸できるというふうにあります。

その場外離着陸場設置の流れは、1、その土地の所有者または管理者の承諾を受けている。2、都道府県に所有地、施設用地及び周辺部の地図、施設見取り図、付近の不時着適地の資料を提出し、現地調査を受ける。まずは都道府県消防防災航空隊の、その後の都道府県担当部署の審査を受ける。3、その後、当該離着陸場を管轄区域とする空港事務所長に対し、飛行場外離着陸許可申請書を提出し、決裁を受けることによって使用が可能になる、国土交通省ホームページ及びウィキペディアよりでございます、とあり、本町に対するインバウンドでの強いヘリポートの要請もあることから、多面的な意味合いで最前基地となるヘリポート設置についてどう捉えるかをお伺いいたします。

続きまして、通信環境の整備と展開の2でございます。

①高速通信回線の整備について。

5月22日の議会全員協議会における平成30年度川西町重要事業要望書で、(1)国及びNTT東日本に対する働きかけ。①NTT東日本の高速通信回路整備及びサービス提供開始が突然削除され、民間事業者に継続して要望を行っていくとなりました。質問の回答では、民間事業者にはNTTも含まれるということでありましたが、今後の町としての対応は、どのようにして高速通信回線整備を進めるのかを伺います。

町長は平成28年3月の議会定例会において、私の質問に対し、町といたしまして、町内でのインターネット環境を整えることは今後の情報化推進、企業誘致、移住・定住促進を図る上で重要であると認識しております。これまでNTT東日本に対し、町内へのエリア拡大について要望、協議を行い、ニューメディアに対しても、本町の現状を考慮し、独自のサービスを展開するよう強く要請してまいりましたが、今後なお一層改善に向け活動してまいりますと語っています。

町単独でNTT東日本に要望することの限界があって、国や県への要望になったのではないのでしょうか。このたびの要望削除による対応の変更は、期待を持ってきた状況を一変させるものでありました。要望のその後の対策をお伺いいたします。

②時代が求める光通信について。

1、2020年に向け、メインプレーヤーからバリューパートナーとなり、新たな価値を創造していく。2、光サービスの普及が急速に鈍化しているが、その理由は利活用がおくれている

るから。規制や古い商慣習がハードルとなっている。通信はメインとしてではなく、道具として何ができるか考えたい。3、提供内容は、設備を貸すのではなくフレッツ光のサービスそのもの。従来は、当社の設備にほかの通信事業者が自分の設備を追加してサービスを提供してきたが、今回はパートナーが何ら設備を持たなくてもサービスを提供可能。ただし、パートナーが新たなサービスのための付加価値を求めれば相談して決めていく。これはNTT東西が平成26年に総務省基本政策委員会で説明した資料の抜粋であります。

本町の高速通信状況は静かに見えますが、明らかに時代とともに状況は変化し、MVNO、Mobile Virtual Network Operator、仮想移動体通信事業者や、ISP、Internet Service Provider、つまりインターネット接続の電気通信役務を提供する組織との提携により、B to B to C、Business to Business to Consumerは、B to BとB to Cという2種類の商取引の形態から成りますが、B to Bは企業間取引を指し、B to Cは企業と一般消費者との取引を指します。

B to B to Cの中間に位置する企業の役割は業種や業態によって異なり、仲介、あっせん事業者だったり、流通、宅配業者だったり、再販業者だったり、あるいは企業が提供しているサービスのプラットフォームを利用して自社商品を一般消費者に提供する事業者だったりします。つまり、企業は弱点を変革することにより生き残りを模索しています。この状況はさらにXへと進化し、人間の能力が広く深く地球上に拡散していきます。

このような時代の要求を本町はどう捉えているのかをお伺いいたします。

続きまして、川西プロジェクトでございます。

①先進的な田舎について。

これは、地域活性化学会で地域づくりを提案した方より、先進的な田舎という概念をこのたび本町に対しての提示を受け、これを川西プロジェクトと私が名づけたものであります。

1、展望室とFM放送局つき発電風車は、2015年3月の国連防災会議仙台で提案したものです。6つの特徴があり、観光を進める風力発電です。川西町の山で観光用に設置希望があれば、場所さえ提供できれば建設資金は市民と企業出資で調達します。

2、ローカル鉄道応援酒「鐵の道」、山形鉄道フラワー長井線×中沖酒造。これは文字どおりで、フラワー長井線の応援に、西大塚駅が最寄りの中沖酒造に新たに「鐵の道」をつくっていただき、スタンプラリーなどの行事を行い、集客するものです。ほかに、「鐵の道」探訪ツアーを全国的に行うものです。全国に11の「鐵の道」が、北は岩手県から南は高知県

まであり、桜前線とともに「鐵の道」の地を訪ねるツアーを組むことなどを企画します。

「鐵の道」は将来40の路線に対しブランドにする考えです。これは地域力創発という会社とともに行います。

関連で、地域活性化映画の提案をさせていただきました。「料理人ワタナベ」という映画の制作です。当該撮影地で500万円の経費を捻出していただければ映画を撮影できます。500万円は、撮影隊の食事、宿泊、セット制作などの地元で消費される費用です。その他の制作費はプロダクションが準備します。

3、プールの水面で太陽追尾のソーラー発電。これは廃校小学校のプールで実施する太陽光発電で、水面上で太陽追尾をすることが特徴です。川西では、冬季は積雪が凍結することが心配ですが、対応したいと思っています。これは廃校のエネルギーを自前で調達するという考えの実践です。廃校小学校では、街路灯向け風車の風車本体と発電機の内作を行い、地場産業とします。

4、公園や広場など憩いの場にピラミッド風車。これは、ドイツでクリスマスの時期に設置されるピラミッド風車と呼ばれる垂直軸の風車で、ピラミッドの名前から、エジプトの古墳と同様に前方後円墳などのある川西町では特にふさわしいモニュメント風車です。

5、街路にメッセージを伝えるエコウイング。川西の町を明るくし、メッセージを伝える風車です。この風車の製作を廃校小学校と周辺企業で行います。全国に普及させ、100万円掛ける年間200台出荷で2億円ビジネスを想定しています。季節に関係のない雇用を生み出す。

6、駅前にウエルカムゲート&通路にはクロスゲート。羽前小松駅頭にウエルカムゲート、風車を設置して、アクティブに歓迎の気持ちを伝えたい。風車はメディアであるという言葉のように発信したいと思います。クロスゲートは発電するあずまやです。ほかにコミュニティゲートという憩いの場所を提供する風車、あずまやもあります。冬でも稼働するような改善が必要かもしれません。

7、圧縮空気で走るアイローベル、これは地域内の交通を確保する新交通システムで、高架鉄道にすると積雪の場合でも除雪が不要で、走行できます。安価で安全なスマートシティを実現できます。ブラジルの技術で、日本への導入は私がつなぎます。

8、アーティスト・イン・レジデンス。アーティスト・イン・レジデンス、レジデンスは住居でございます。川西交流館あいばるでは美術品制作を滞在型で行います。助成金がつく芸術活動ですので、学芸員を充てて実施できます。芸術品收藏ビジネスと、その創作活動に

よる地域活性化が背景にありますので、これも廃校小学校の中で進めたいと思います。

9、ヘリポートの開設とインバウンド。

これらは、5月10日に来られて11日に来庁された佐藤氏、宅間氏による本町に対して提案された内容の一部でございます。ほかの自治体が聞いたらすぐにも事業化対象にしたいような内容ばかりであります。対応をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 鈴木清左衛門議員のご質問にお答えいたします。

初めに、Jアラートの動作についてであります。まず、平成27年の事前訓練においてシステム連動が正常に作動しなかった件につきましては、平成28年町報1月号で町民の皆さんにお知らせしましたとおり、町独自で実施した訓練において、職員向けの登録制メールへJアラートの送信がならなかったものであります。その要因については、システムそのものではなく、訓練用の動作設定ミスであったことから、その後、訓練用動作について正常な設定を行い、不備を解消しております。

現在、町では町民の生命や安全を守るため、必要な緊急情報を迅速に伝達できる同報系防災行政無線を整備するとともに、登録制メールの登録も推進しております。同報系防災行政無線は、役場に親機を設置し、町内20カ所の子局の屋外スピーカーを利用し、気象情報や地震速報、また避難勧告、指示等を知らせる災害情報、さらに国民保護に関する内容などの緊急情報を町民の皆さんに伝えることができるようにしております。また、登録制メールは、個人の皆さんが持っている携帯電話やスマートフォンまたはパソコンのメールアドレスを町に登録していただくと、情報が配信されます。

なお、登録方法は町報、町ホームページで案内しており、本年3月末時点では541人の登録者数となっておりますが、なお一層、登録していただけるよう、広報等を強化し、促進してまいりたいと思っております。

ご質問にありましたJアラートの動作につきましては、国民保護に関する内容として、同報系防災行政無線及び登録制メールと連動を図り、正常に情報が伝達されるよう確認しておりますので、ご安心いただきたいと思います。

また、万が一、弾道ミサイル落下のJアラート通報があった場合の住民行動につきましては、国からの行動指示に基づき、屋外にいる場合は、近くのできるだけ頑丈な建物や地下に

避難するか、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る、また、屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れるか、窓のない部屋に移動する行動を落ちついてとっていただくこととなります。

これらの行動については、国の内閣官房の国民保護ポータルサイトで国民に周知されておりますが、町といたしましても、町民に対し、速やかな避難行動についての啓蒙をより一層図ってまいりたいと考えております。

次に、緊急対応などの最前基地についてであります。本町では、災害対策用のヘリコプター臨時離着陸場として、小・中学校9校のグラウンドを登録し、また、ドクターヘリのランデブーポイントとして、公立置賜総合病院ヘリパッド、川西町ホッケー場、川西町交流館屋外運動場、小学校グラウンドなどの10カ所を登録しております。

これまで、本町におけるヘリコプターの出動実績につきましては、ドクターヘリが置賜広域行政事務組合消防本部発足以来、平成26年度から28年度まで毎年度1件ずつの3件となっており、万が一の事故発生時において人命救助への迅速な対応が図られることは大変心強いことであると認識しております。なお、災害対策用のヘリコプター臨時離着陸場としての実績はありません。

さて、議員ご提案の、多面的な活用を意図した最前基地となる場外離着陸場ヘリポートの設置であります。現在、航空法における飛行場の分類にはヘリポートという分類はなく、利用形態により空港等、場外離着陸場、緊急離着陸場の3種類に分類されております。この中で、場外離着陸場については、航空法第79条のただし書きの規定により、国土交通大臣の許可を得ることで空港等以外の場所で離着陸が可能となるものであります。簡便な離着陸ができる航空機がヘリコプターであることから、国内において場外離着陸場の許可を得ているのは、ヘリポートが大半を占めている実態となっております。

この飛行場外離着陸許可申請は、航空機、離着陸の目的、日時、場外離着陸場の条件をクリアする離着陸地帯、離着陸の理由、事故防止措置、飛行目的や経路などを記載した飛行計画、操縦者など具体的な内容を記載しての申請が必要となります。このようなことから、場外離着陸場は、ただ単に離着陸できればよいという場所の許可を得るものではなく、具体的な離着陸や飛行が伴っての申請行為となっておりますので、議員がご提案なされたような緊急事態や観光などを含む多面的な目的を持った場外離着陸場としての許可を得ることは難しいのではないかと考えております。

さきに申しあげましたとおり、災害対策用のヘリコプター臨時離着陸場としては、既に

小・中学校9校のグラウンドが登録されており、充足しているものと認識しております。残るインバウンド対応など観光用途としての場外離着陸場の設置につきましては、現在のところ本町として喫緊の課題とは捉えてはおりませんので、多面的な意味でのヘリポート設置を検討する考えはございません。

次に、高速通信回線の整備についてであります。本町では、昨年度まで県に対し、重要事業要望項目の一つとして、NTT東日本の高速通信回線整備及びサービス提供の開始について、国及び同社に対する働きかけを要望してまいりました。

今般、平成30年度重要事業要望案件から削除したところですが、これは、要望先からは県を除くものの、さきの議会全員協議会で議員からのご質問に対しお答えしたとおり、関係事業者に対しては引き続き要望を行うものであり、本件事業の実現を断念したものではありません。今後もNTT東日本、さらにはニューメディアに対して要望、協議を行うこととし、また、県に対しましては、全国の前例や財政的な支援策の情報提供について協議に応じていただくよう依頼しているところであります。

現時点でのNTT東日本の考え方としましては、全国的な見解として、採算性を確保できない自治体、地域には、同社独自での整備を行わないこととしていることから、本町における独自整備の意向がないとの回答であり、また、整備を実施する場合には、同社の採算性を担保するため、町民から一定の本加入申し込みを獲得すること等の条件が示されております。しかし、日々、光通信の技術、環境が進化している時代であり、国や業界の動向を注目しながら、あらゆる条件、状況を想定し、今後も同社と協議を重ね、実現に向け要望を続けてまいりたいと考えております。

また、ニューメディアに対しましては、本町全域に光回線を敷設し、優先的にサービスを行う事業者として、さらには同社エリアである米沢市、南陽市、高畠町及び本町の2市2町の中で、本町のみが全町を対象として町費を投じ、敷設したことを十分考慮した対応を求めてまいりました。町民や事業者が抱える不安、不満、誤解に対し、十分な説明やPRに努めるとともに、光回線の持つ特性、能力を十分に発揮した事業を本町で優先的に展開し、また、他自治体にはない本町独自のサービスを充実させ、NTTと同等以上の機能、料金設定を実現するよう、今後一層強く要請してまいります。

次に、時代が求める光通信についてであります。議員からありましたMVNO、仮想移動通信事業者は、MNO、移動体通信業者、キャリアと言われるドコモ、au、ソフトバンクが基地局などの設備を自前で保有しているのに対し、MVNOは自前の設備を持たず、キ

キャリアの回線を借りてサービスを提供する事業者であると承知しております。

平成29年3月に発表された国の調査によると、MVNOの移動系通信の占める割合は8.9%となっております。スマートフォン自体の契約件数が鈍化している中で、前年度と比較して27.7%の伸びを示していることから、キャリアと言われる通信会社からMVNOに移行する利用者がふえ、今後もその傾向が続くものと考えております。

また、インターネットへの接続を提供する業者を称するISP、インターネットサービスプロバイダーも多様なサービスを各社が展開していることから、利用者は多種多様な通信という道具の中から、自身のニーズ、料金、サービスに応じて選択する時代であると捉えております。

町民の日常生活、ビジネスに欠かすことのできない光通信が世界規模で技術革新する中、業界の動向、サービスの展開に注目してまいりたいと考えております。

次に、先進的な田舎についてであります。地域活性化の研究と実践を目的に設立された地域活性学会において、新たに望ましい地域をつくり直そうという意味を付した地域再生の活動等を「地域Reづくり」として提唱された鶴岡市出身の工学博士、佐藤健吉氏、そして宅間武雄氏から9項目にわたるご提案をご紹介いただきました。

ご提案いただきました内容は多岐にわたっておりますが、本町の気候や地理的条件等を踏まえた詳細の検討が必要な内容も含まれていると感じております。また、フラワー長井線関係のご提案につきましては、昨年度、鉄道事業再構築事業の認定を受け、現在、県及び沿線市町と連携を図りながら、計画に掲げた事業等の推進を図っているところであり、本町のみで判断すべきではないと考えております。廃校利用のご提案につきましては、平成30年4月からの学区再編に伴う高山小学校、東沢小学校の再編後の維持管理のあり方等が課題となっておりますが、この検討に当たりましては、地域の皆さんのご意見等を踏まえた十分な検討が必要と考えております。

町として事業化に至るまでには、かわにし未来ビジョンの具現化を図る上で必要な事業か、必要な事業であればいつ実施すべきか、実施する上での課題は何か、それをどのように解決するか、財源確保の見通しはどうかなどを担当課において十分に検討した上で、実施計画書としてまとめ、その採択の可否を検討し、採択を受けた事業について最終的に予算に反映するといったプロセスが必要であります。このため、ご提案いただいた内容につきましては、現状では困難であると考えております。

以上、鈴木清左衛門議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 ただいまご回答いただきました。

私の質問の内容の後ろのところに、今回ご許可をいただきまして資料をつけてございますので、その中の最初の部分でございます。弾道ミサイル落下時の行動について、先ほど町長からございましたが、国民保護ポータルサイトのところから出てまいります。この内容でございます。

本町におきましては、いわゆる Jアラートが発された後の対応について、どのように検討をされて、それが町民に知らしめられているかという部分につきましてお伺いしたいところでございます。Jアラートに対して541人の登録があるということでしたが、その部分につきましては、この川西のエリア内に対してのその Jアラートが発されると、通知されるということなんでしょうか。それとも、その登録者はそのエリア、例えばどこかにいても、例えば山形にいても東京にいても、それは受信できるという考え方でよろしかったんでしょうか。そこをまずお伺いしたいと思います。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

登録制メールはメールでございますので、どこにいても受信は可能でございます。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 そうすると、例えばそれは海外にいてもということでもよろしかったんでしょうか。わからない。多分わからないと思います。結構です。

こういう時代ですから、誰がどこにいるかわからないという状況なので、そういったことが多分問題として出てくるのではないかというふうに思っています。

この部分ですけれども、行政からの指示に従って、落ちついて行動してくださいというふうにこのポータルサイトには書いてございます。この場合の行政というのはどこを指すというふうに捉えておればよろしいでしょうか。ここに書いてある行政というのはどの行政なのかという捉え方ですけれども。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 Jアラートにつきましては、国のあくまで全国瞬時情報システムというのが、まず国が大もとがございまして、それで各市町村にあります受信機で自動起動いたしまして、それに基づいて、答弁で申し上げましたとおり、屋外スピーカーであったり、登録制メールであれば登録制メールのほうに自動的に発信になる仕掛けとなっております。

行政というのは、一番危機管理の発信の大本とは国でございます。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 そうすると、その行政というのは国を指すということで、国の指示によって行動してくださいというふうな捉え方でよろしいということ、もう一回確認ですけれども、それでよろしいですか。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 国民保護に関する責任は、第一義的には国にあるというふうに理解をしております。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 わかりました。

それでは、そういった中において、発せられたら、先ほど町長からの答弁ありましたとおり、屋外にいるとき、建物がない場合、それから屋内にいるときということでございまして、このようなことで身の安全を図るということでございますので、これは国からということで、町はどういうふうに関連してくるかわかりませんが、一義的という言葉を使いましたけれども、その部分は確認させていただきたいというふうに思います。

続きまして、きょうは4時からいろいろあるものですから忙しい、通信の関係に移らせていただきますが、ごめんなさい、間違えました。

ヘリポートの関係でございますけれども、こちらの回答のほうでは、これはちょっと場外離着陸場としての許可を得ることは難しいのではないかと考えておりますということで回答をいただきましたので、この部分につきましては、今後機関等話をしながら、今後また進めていきたいというふうに思ったところでございます。

失礼しました。通信の関係でございます。このNTTという一つのガリバーがいるわけですが、実現に向け、NTTの必要性をこれは認めているというふうに捉えることができるんですけれども、その半面、どうもこの回答を見ますと、町民からの一定の本加入申し込みを獲得する等の条件が示されているということで、採算性はもちろん必要でしょうから、そういった条件が付されているというような回答がございました。その条件を整えば考えるというふうなことだと思っておりますけれども、実現に向け要望を続けてまいりたいと考えておりますと、前回もそのような話だったんですけれども、これはあくまでも実現に向けて要望活動を続けていくということでもよろしかったかどうか、確認させてください。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 お答えします。

今議員からご指摘があったとおり、これからも続けてまいりたいという考えでございます。
以上です。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 それでは、実現に向けて努力されるということで確認させていただきました。

この内容なんですけれども、この光回線というものが今どういう状況になっているかということで、私の質問はたてつけとしてあります。ニューメディアというものが、このNCVも含めてですけれども、CATV、これは、全国にかなりあると思うんですけれども、例えば山形市、それから宮城県など東北管内でいいましたら、コラボレーションを行っているという状況はご存じだと思います。NTTの光回線を利用して、そこにいわゆる張っていない、独自の回線を持たないケーブルテレビが、NTTの回線を利用して独自の番組の提供をするというような形態が今現状あるということでございます。

その考え方は何かといいますと、コラボレーションが行われることによって、つまり安く、NTTが今までの考え方を改めて、先ほど質問書にありますけれども、安く提供する卸としての仕組みをつくった。総務省の説明しながら許可をもらって動いて、29年は今説明がありましたとおりふえてきているという状況にあるわけです。そういった状況は一体何を生むかといいますと、当然NTTが持っている独自の文化といいますか、それを利益を追求しながら広めていくという仕組みができ上がっているということだと思っております。

ここに、質問書の中にはXという言葉が出ておりました。そのXという意味、ご理解されたかどうか、ちょっと確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 NTT東日本の関係は承知いたしますが、そのXのほうは理解してございません。

以上です。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 Xというのは、先ほどちょっと出てきましたけれども、掛け算のバツテンでございます。バツテンですからよくないのかなとかそういうふうに思いがちなんですけれども、さらにどんどん増殖するというニュアンスで、多分XをNTTは使っていると思います。

先ほど言いましたとおり、質問の中で述べておりますけれども、NTT東西が、日本全部ですけれども、北海道とか除くんですけれども、九州とか除くんですけれども、その部分の

中において、いわゆるさまざまな展開をしていくということでございます。それで、この部分が実は伸びているという先ほど回答がございました。27%まで伸びてきているという回答の下地になっているということでございます。

何をやっているかという、例えば、一時オリンピックの関係で、スタジアムの興奮をいながらにして、バーチャルですね、見ることができるとか、そんなものがありますし、それから、産業界があります。例えば、クボタ農機とかそういったものが、NTTの光回線を使いながらさまざまな農業分野に展開してくるというような状況もあります。それから、もちろんICT関係、さまざまな事業所、企業関係の中で、それがこのNTTを使いながら情報関係をつくっていくと、つくれる状況ができたということで伸びている。ドコモやauなどの携帯といいますか、モバイルの関係もありますけれども、固定したインフラというものをいかに利用するかという部分におきまして、今必要性がここでぐっと出てきたということです。

この部分については、前回質問したときからも言っておりますけれども、NTTでないとという部分もあります。ですから、先ほど言いましたように、コラボすることで取り込みが始まっているという部分があります。ですから、その辺を十分に見ながら、十分にご承知だと思っておりますけれども、捉えていただいて、NTTに対する要望というものをしっかりとやっていかないといけないなというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 お答え申し上げます。

先ほど答弁の中で、NTTに対するこれからの要望の仕方の中で、いろいろな状況を想定してと書かせていただきましたが、それは今議員がご指摘いただいたとおりでございます。

業界の流れが大変変わってございます。その中で、逆に町のほうで要望ができ得るもの、逆に言うと、NTTのほうではこれがあつたらこうできるとか、もっと歩み寄るような場面もこれから出てくると、それに期待を込めながら努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 その辺は非常にありがたいですね。そういうスタンスが実に大事だというふうに私思っていましたので、ありがたい回答をいただいたと非常に喜んでおります。一時はどうなるかというふうに心配しておったんですけれども、少し前が開けてきたような気がいたします。非常に大事な今回答をいただきました。ありがとうございます。

気になったのは、ニューメディアに対する不安、不満、誤解に対し、十分な説明やPRに努めるなどというような回答がございました。これはどういうふうに解釈すればよろしいでしょうか。どういうような不安があつて、どういう不満があつて、どういう誤解があるのか、どういうふうに捉えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思えますけれども。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 まず、町民の方がここに書かせてもらった不安、不満でございますが、まず、大きく分けて個人向けと企業向け、それぞれあろうかと思えます。

まず、企業の方にとっては、やっぱり今の全国ネットで企業の事業展開を行っている方々、そちらが本町に入ったときにNTTになると、それに対する不安、そちら等の解消も必要であらうかと。あとは、個人の方にとりましては、もちろんスマートフォン関係、通信系であります。実際にこんなこともできるというNCVならではの独自のサービス、これもPR、営業がまだ不足しておるという思いもございまして、こういう形で回答させていただいたところであります。

以上です。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 ちょっと具体的な内容が今聞き取れなかったんですけれども、いいにくいのかなというふうにも思いますし、それはいいです。拝領いたしました。この部分は歴然としてあるということを認めていただきましたので、この部分は非常にありがたいです。

こういった立場に立ちまして、NTTと同等以上の機能、料金設定を実現するようということで、やっぱりこの町は、ケーブルテレビを町としても負担しているの、当然そういう言い方になってくるかと思えますけれども、先ほどやりとりでありましたけれども、NTTのこれやっぱりガリバーですから、ちょっとかなわない部分もあるのかなということをご認識いただきましたので、そのような方向で進めていただければありがたいなというふうに思ったところでございます。いいです。そういうことです。

それから、続きまして、川西プロジェクトについてちょっと質問したいと思います。

大体内容としてはこのようなことであらうかと思えますけれども、地理的な条件とか長井線の「鐵の道」とか、そういうふうに回答せざるを得ないのかなという気がいたしました。

では、そういった条件を踏まえて、それから、解決してやればどうかという話に次はなってくるわけなんですけれども、こういった提案された内容に対する一つの対応を聞いてはいますけれども、例えば、私の題目であります先進的な田舎についてということであらう

いるわけなんですけれども、これご存じかどうかなんですけれども、佐藤建吉先生が書いてございますその部分は、町のほうにもUSBで出させていただいているんですけれども、町長はごらんになりましたですか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 存じ上げていません。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 忙しいでしょうから、なかなか細い字なかなか見られないようになっておられるかと思いますので、お時間もしあったら、どうですかわかりませんが、余り興味ないかもしれないかもしれませんが、ちょっと見ていただくと、なかなかちょっとおもしろいかなというふうに思いますので、ちょっとごらんいただければ、暇なときにでもごらんいただければというふうに思います。

そういったものが一つ一つ積み重なって今回の、9つとか言っていますけれども、10とか言っていますけれども、そういったものがあってこれができ上がっています。多分これはどうかわかりませんが、忙しいところこんな厄介なものを出すなというのがあるような気がしてならないんです。それで、このことをやることによってどうなるかと、いわゆる鳥瞰的に、現状はどうだけれども、それを一歩も二歩も引いて見たときに、どういう形でつくっていけるのかなということを考えたときに、一つ非常にためになる、ためになるといえますか、いいアイデアだなというふうに捉えることはできるのではないかなというふうに思ったところでございましたので、ご検討いただきたいなというふうに思ったわけです。

それから、ここにありますけれども、料理人ワタナベというのもつけておりますけれども、町長、ごらんになりましたか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 料理人ワタナベも見えておりません。

今回いろいろ提案をいただいた内容であります、午前中の一般質問の中でもお答えしましたとおり、さまざまな角度から議論をさせていただきながら、将来的な負担も含め、具体的に実践できるのか、実現できるのかということも集中して協議をさせていただきながら今事業を進めているわけでありまして。

今回提案いただいた内容についても、我々も内部で検討させていただきましたが、現時点で着手するには難しいという判断をしながらお答えをさせていただいたところでありまして、逆の立場から言えば、議員がどのような形ならば具体化できるのかという観点で議論を深め

ていただければありがたいなど。例えば、市民や企業からの出資で調達できるんですということであれば、それを具体化してご相談をいただければありがたいなというように思います。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 よくわかりました。

いろいろなその辺のところは十分に考えてあります。だものですから、具体的に一つ一つ突っ込んで質問の中では申し上げておりませんでした。ですから、概念的な捉え方としてどういうふうに捉えていただけるのかなという部分で対応を聞いたところでございます。これから各一部のといいますか、議員さん方ともご相談申し上げながら、できるところをできればなというふうに思っております。

例えば、廃校ビジネスのところがあります。今回該当してくる東沢と高山小学校についてもご提案をいただいて、この質問書の中にもうたってございます。その部分につきましても、私先ほど述べましたとおりでございますけれども、皆さん手いっぱいになかなか動けない状況だというのは非常によくわかります。痛いほどわかりますが、このままでいいのかというのがまたもう一つの問題としてありますし、町長もなかなか苦しいところだとは思いますが、未来づくりという一つの流れをつくっていく中において、あればいいのかなという考えで出したところです。

例えば、アーティスト・イン・レジデンスなどということに対しましては、あいぱるを、旧二中をつかって、芸術家たちを集めて、そこで作品をつくってもらって、そのできた作品を新庁舎のところに飾るとか、それから各地区のセンターに飾るとか、そういった利用の方法でやれるのではないかなというような提案を受けておりますので、そういった意味から、やっぱり、立場は大変なんでしょうけれども、少し耳を傾けていただければありがたいなというふうに思ったところです。

さまざまあるんですけども、この部分につきましては、多分皆さん、今の状況を見ますとなかなか大変だろうなというのは痛いほどよくわかりますし、これから時間をかけてお願いする部分をお願いして進めていけたらなというふうに思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

何かあれば。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 いろいろ提案いただいた内容で実現性のあるもの、いろいろ検討させていただきました。

例えば、プールの太陽追尾のソーラー発電などについても、結局エネルギーを使って追尾するわけですから、費用対効果からすればどうなんだということもありますし、では、冬は雪の中でどうなんだとかというようなこともやっぱり議論させていただいて、今の時点では難しいだろうという判断をしました。

また、アーティスト・イン・レジデンスについては、あいばるを活用しながら、芸術家を呼び込んで、この地域を芸術村にしていくとか、すばらしい方を招くことができないかという提案でありまして、今回補正予算の中でも提案をさせていただいておりますが、国の支援をいただきながら、COOL CHOICEということで、CO₂削減に向けた町としての姿勢を示しながら、その事業の中にも、芸術家の皆さんに参画いただけるような内容も盛り込んだ計画にしておりますので、こういった具体的な提案の中でかみ合えば、ぜひ今後とも事業化できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長 鈴木清左衛門君。

○4番 本日は早いですけれども、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 鈴木清左衛門君の一般質問は終了いたしました。

以上をもって、本日予定しました一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午後 4時08分)